

米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価審議結果案についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成17年11月2日～平成17年11月29日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 8,846通

4. 御意見・情報の概要及びそれに対する回答

番号	意見	回答
1	何をもって安全とするかは最終的には個人の判断と思うが、国の基準としても日本独自の基準はナンセンスであり、国際基準にすべきである。	今回の審議結果案は、リスク管理機関から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラム(20ヶ月齢以下の牛に由来する牛肉等であること、全ての牛からSRMを除去することなど)により管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について」の諮問を受け、10回にわたって調査審議を行った結果を取りまとめたものです。
2	答申案に賛成です。しかしながら、世界基準は月齢30ヶ月未満の牛となっており、今回の月齢20ヶ月未満という基準は極めて中途半端であります。一刻も早く世界基準にのっとった、月齢30ヶ月未満の輸入再開を熱望しています。	この日本向け輸出プログラムの条件は、リスク管理機関と米国・カナダ政府との協議により提案されたものです。国際基準に基づき輸入再開すべきとの御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
3	同等だと思います。問題は、米国・カナダ産か国産かではなく、摂取する牛肉が安全であるということ。因みに、「全頭検査したから安全だ」というのは、まったく矛盾しています。学術的に調査するというのであれば、それはそれで分かりますが、全頭検査で安全は確保できません。むしろ世界の定説となっている「特定危険部位の除去」こそが、安全を担保できる最良の方法だと思います。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について」の諮問を受け、10回にわたって調査審議を行い、「リスク管理機関から提示された輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。」とする結論の審議結果案を今般とりまとめました。
4	日本国民だけが安全で、米国の国民や、BSEによる被害者が大量に発生した英国を始めとするEU諸国の国民は、世界基準で出荷されている米国・カナダ・EU等の自国産牛肉を食べることは危険なのか？危険であるとすれば、何故、海外では政府やマスコミの間で、問題とならないのか？自国内に被害者が発生している国々で、騒ぎにならないのはおかしくないか？何故、日本のマスコミも、その事についての矛盾点を問題提起しないのか？BSEに関しては、日本の常識が世界の非常識になっていないか？結論として、一部の人が世論を、変な方向に誘導していると思えない。	なお、全頭検査についての見解については、本年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」において、その見解を述べているところでありご参照ください。また、特定危険部位の除去については、日本国内では全頭で実施しており、米国・カナダにおける日本向け輸出プログラムでも条件の一つになっているところです。

5	<p>報告書の総合的な結論を支持するが、報告書で使われた二つの概念的アプローチについて指摘しておきたい。これらのアプローチは、BSEの総合的リスク評価を行うために個々の構成要素を評価するものであるが、国際的な科学者間において広く受け入れられている見解やBSEに関するOIEのガイドラインと矛盾している。</p> <p>1.報告書は、と畜時にBSEスクリーニング検査することによってBSEのリスクを回避可能であると推論している。対照的に、OIEのガイドラインでは牛肉のBSEリスクは交差汚染を防ぐ形でSRMの除去により最も適切にコントロールできると認識している。</p> <p>2.報告書はBSEのサーベイランスはBSEに一致している臨床的異常のある動物(症状牛)を対象とすることが最も効果的であるという科学的に受け入れられた見解を認めていない。BSE検査における陽性結果の見込みは臨床的に正常な個体群より症状牛の方が著しく大きい。報告書は、と畜時に主として健康な牛を検査することがその国のBSEの浸潤状況を決定する上で正確な方法であり、OIEの推奨する高リスク牛のみを検査する方法は限られた結果しか得られないと暗示している。ヨーロッパにおける多年に渡るBSE検査から得られた証拠はこの見解に反している。</p>	<p>1.SRM除去に関しては、BSEのリスク低減措置としての重要性から、我が国では全ての牛からSRM除去を行うとともに、反すう動物のみならず全ての動物飼料への利用を禁止しているところ。他方、米国・カナダにおいては、SRMの豚・鶏用飼料への利用は禁止されておらず、交差汚染が起こる可能性があると考えます。こうしたことから、今回の審議結果案の「結論への付帯事項」に記載されているように、米国及びカナダでのBSEの増幅を止めるためには、SRMの利用の禁止が必須であり、牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある他の動物の飼料への利用も禁止する必要がありますと考えています。</p> <p>2.BSE検査に関しては、プリオン専門調査会でも、日本、米国、EUの考え方の違い、OIEのガイドライン等についてたびたび議論を行ってきたところです。OIEのガイドラインについては見直しに向けた検討が現在行われているところですが、今回の審議結果案の「検査技術についての考察」の項に記載されているように、我が国のBSE汚染の程度は、これまで4年間にわたると畜場における全頭検査及び1.5年間の24ヶ月齢以上の死亡牛の全頭検査により、ようやく推定可能となりました。このことは、OIEが提唱する高リスク牛のみのBSE検査におけるサンプリングの限界を示しており、米国・カナダにおける高リスク牛の抽出検査のみで行われるサーベイランス結果をもとに、BSE汚染の事態を把握しようとする場合には、このことに留意する必要があると考えます。従って、「結論への付帯事項」に記載されているように、米国及びカナダにおけるBSEの汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行うためには、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続が必要であると考えています。</p>
6	<p>自然との共生と人間の生命の安全に、リスクゼロということはありません。</p> <p>危険の証明がない限り、食料の生産、供給には、必要な情報(産地、生産者、内容など)を正しく表示させる手立て(検査など)を講じることを条件に、あとは消費者の選択に任せるようにすべきです。消費者も自立した判断力を磨く努力をすべきものと思います。要は必要な情報を十分提供させよということに尽きます。</p>	<p>食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省(リスク管理機関)から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について」の諮問を受け、10回にわたって調査審議を行い、今般、審議結果案を取りまとめたところです。</p> <p>御指摘のありました表示に関しては、リスク管理機関が判断すべき事項であり、寄せられた御意見はリスク管理機関にお伝えいたします。</p>
7	<p>現在の情報では十分国民の意見を得る情報として不足していると思います、民間NHKのテレビ局などを通してどのような確認体制だから安全なのかいろいろな時間帯で放送してください。</p>	<p>食品安全委員会は、審議の透明性を確保する等の観点からホームページなどを通じた情報提供とともに、可能な限り報道機関への正確な情報伝達に心がけております。なお、食品安全委員会が提供する各種情報がどのように報道されるか等については、個々の報道機関の判断に委ねられますので、御理解いただきたいと思います。</p>
8	<p>カナダ、米国の国民はその問題の肉を毎日摂取しているはずですが、そのことにより健康上の問題があるのかないのかまったく報道されていません。FDAの指針はどうなっているかも報道されていません。日本人だけ他の人間と違った人種ではないはず。米国・カナダでは毎日人体実験をしているわけですから、その結果を公表して、国民の判断の資料にするのが一番良いと思います。</p>	<p>米国・カナダ産牛肉等を含め、諸外国の食品の安全性に関する科学的知見等については随時その情報収集に努めているところ。今後とも、今回のリスク評価結果についての新たな有用な科学的知見が得られた場合には、報道機関への情報提供を含め、適切な対応に努めてまいります。</p>

9	<p>アメリカ産牛肉を早く輸入再開して頂きたいFAX致します。 アメリカ産牛肉について私なりに勉強し、認識しております。ごくわずかな確率のために全面輸入禁止というのは納得できません。 牛肉よりも先に、明らかに発ガン性のある赤色 号とか着色料やその他の危険な食品添加物の取り締まりを強化して下さい。</p>	<p>米国・カナダ産牛肉等の輸入再開の可否については、今後、リスク管理機関がリスク評価結果を踏まえ判断することとなります。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。</p>
10	<p>「5 結論」の内容は以下のように矛盾に満ち、政治的に米国政府と米国産牛肉関連事業者を利するためのものとなっており、日本国民の食の安全を軽視しています。このような審議結果となったことに強く抗議し、この審査結果を撤回し「評価不能」とすることを求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生体牛のリスク評価、牛肉及び牛の内臓のリスク評価は仮定の上でのものであり、そのデータも不十分です。またBSE対策の実効性の確保の保証はありません。米国での法令遵守を担保する責任を食品安全委員会が厚生労働省、農林水産省に転嫁することも問題ですし、米国での食肉加工の現場でのチェックが完全になされる保証もありません。 2. 米国での飼料規制は実際には緩やかなものです。SRMの除去は不徹底であり、牛の肉骨粉の製造は続けられており、代用乳・人工乳の製造過程で牛の血粉、油脂類などを使用する可能性も高く、交差汚染の可能性は高いと言えます。こうした点を本「審査結果(案)」は軽視しています。 3. 日本向けの上乗せ基準(輸出プログラム)を満たした牛肉などのリスク評価をおこなっていますが、これも20ヶ月齢以下や全頭からのSRMの除去などの確証が得られればという仮定のもとでの評価であり、確実ではありません。枝肉の格付けなどによる20ヶ月齢以下の判定方法についても実効性の確保は疑問です。 4. 総じて米国のBSE対策は日本と比べてずさんであり、日本の消費者としてはわざわざ外国から危険性の高い牛肉を輸入し、それを食べたくはありません。 5. 食品安全委員会のこの問題に対する審議は日米間の政治問題を背景に米国の食肉業界や米国政府の圧力に応えるものでした。 6. 本「審査結果(案)」の「6. 結論への付帯事項」に明記された慎重な意見を尊重し、科学的な評価は不能とすべきです。 	<p>食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関からの諮問を受け、10回にわたって、御指摘のあった飼料規制を含め、米国・カナダにおけるBSE対策に関して、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般の審議結果案を取りまとめたところですが、</p> <p>また、審議結果案の結論にある「科学的同等性を評価することは困難」とは、日本に比べ米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、日本との同等性を厳密に評価することは困難と言わざるを得ないとされました。他方、米国・カナダ政府及びリスク管理機関から提出されたデータに基づき、科学的に分析等を行った結果、「リスク管理機関から提示された輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定すれば、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルの差は非常に小さいと考えられる。」としたものであり、科学的な議論の結果、取りまとめられたリスク評価の結論であると考えております。</p> <p>輸出プログラムの遵守の確認については、リスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになるとも記載されているところであり、米国における管理措置が適切に実施されるようリスク管理機関が責任を持って確認を行う必要があります。今後、リスク評価結果を踏まえ、リスク管理機関が米国・カナダ産牛肉等の輸入再開の可否を判断することとなります。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。</p>
11	<p>今回の審議結果(案)を見ると、米国・カナダの牛肉の安全性に関して十分な科学的検証がなされていないことは明らかです。</p>	
12	<p>「米国内の、現在の管理体制では、こういう点で十分リスクの判定は出来ない。」とはっきり言うべきです。</p>	
13	<p>食品の医学的安全性は、科学的な絶対的裏付けがなければなりません。ましてや、「科学的同等性評価が困難」とされたものは絶対的根拠としての結論で、これを覆す言葉はない。</p>	
14	<p>米国・カナダ産牛肉の安全性は、本委員会の結論ではあくまでも仮定の上で安全と位置づけている。 又データの質・量とも不明な点が多いと明言しながら、安全と結論づけている。 一般に科学の解は、一つしかないはずである。そしてその解は明言するからには、データの信頼度を証明した上で始めてその解の正しさが証明できるはずである。 本答申を読む限り、結論ありきの答申であり、データの信頼度は何ら検証がなされた痕跡を認めない。</p>	

15	<p>BSE問題については食の安全を評価する上で科学的な知見が十分とは言えない状況にあるように思われます。不確実性のあるデータに関しては不確実性のあるものとして扱うのが科学的な態度だと思います。しかし国内管理措置見直しの際、1989年のSBO規制があったにもかかわらず英国の食用にされた牛を100万頭として計算されたほか、仮定的な数値による計算で評価をされました。今回の評価でも特に輸出プログラムの遵守についての仮定的な前提をして評価しておられます。貴委員会が評価された結果は権威あるものとして受け取られますので、不確実なものは不確実なものとしての評価を行ない、評価結果の出し方に十分留意をお願いいたします。</p>	
16	<p>結論では、米、カナダに関するデータは質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、米、カナダのBSEの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない。」と述べられており、「リスクを見極めることができない」にもかかわらず、「輸出プログラム(全頭からSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されると仮定した上で、米、カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。」との結論を出しておられる。筋の通らないおかしい結論です。</p>	
17	<p>プリオン専門調査会がリスク管理機関からの独立性を確保しつつ、リスク評価を行ったことについては敬意を表します。しかしながら、評価結果については消費者にとってきわめて分かりにくいものになっています。以下の結論(pp.31-32)をどのように読んだらよいのかが判然としません。</p> <p>「米・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない。」</p> <p>「リスク管理機関から提示された輸出プログラム(中略)が遵守されるものと仮定した上で、米・カナダの牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。」</p> <p>「SRM除去に関しては、米・カナダの牛に由来する牛肉等のリスクが日本のものと同等かどうかは不明である。」</p> <p>と 従えば米・カナダ産牛肉のリスクは不明のだが、に従えばリスクは小さいということになります。同等性が不明であるということは、米・加のリスク評価を十分に行うほどの科学的証拠がないと理解すれば、「リスクは非常に小さい」という結論が出てくることにはならないと考えられます。 および と がどのような関係にあるのかが分かりにくく、明快な説明が必要です。</p>	<p>食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関からの諮問を受け、10回にわたって中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般の審議結果案を取りまとめたところです。</p> <p>また、審議結果案の結論にある「科学的同等性を評価することは困難」とは、日本に比べ米・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、日本との同等性を厳密に評価することは困難と言わざるを得ないとされました。他方、米・カナダ政府及びリスク管理機関から提出されたデータに基づき、科学的に分析等を行った結果、「リスク管理機関から提示された輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定すれば、米・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルの差は非常に小さいと考えられる。」としたものであり、科学的な議論の結果、取りまとめられたリスク評価の結論であると考えております。</p>

18	<p>このたびの貴委員会の評価の結論は、二つの部分から成っております。前半部分は「米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと」から「米国・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価することは困難といわざるを得ない」としており、後半部分は「リスク管理機関」の「輸出プログラムが遵守されるものと仮定した上で」あれば「リスクの差は非常に小さいと考えられる」としております。</p> <p>しかしながら、後半部分はあくまで仮定の上で成り立つものであり、その後の部分で述べられているように「仮定」が守られなければ評価結果は異なるわけです。安全に対する科学的評価は極めて厳密でなければならないことは当然ですが、「仮定の上で」科学的評価が成り立つものでありましようか。さらに結論への付帯事項では、その仮定すらが確かな現状になく、心もとない状況であることが推測されることを示しているのではないのでしょうか。</p> <p>従いまして、このたびの「結論」の後半部分は、現状の上での実態として結論ではないのではないかと考えざるをえません。この部分は、「付帯事項」として示されるべきではないかと考えます。</p> <p>このような状況から、今回の評価におきましては、是非前半部分の「評価することは困難である」事を結論とし、後半部分は付帯事項として、「仮定した場合はリスクの差は小さいと考えられる」とされるようご要望申し上げます。</p>
19	<p>BSE感染の危険性について、北米産牛肉と国産牛肉を同じ基準で比較評価することは「科学的に困難」としながらも、「北米産牛肉の輸入再開条件が、日本政府の責任の下に順守されれば、リスクの差は非常に小さい」とする答申案は、背理法に基づく、レトリックに満ちたものである。</p> <p>これは、そもそも、昨年10月23日の米国産牛肉の日米高級事務レベル会合合意から、ボタンのかけ違いが始まっているのである。</p> <p>合意のなかの「5.BEVプログラム概説」における次の点が、問題なのである。</p> <p>「2で述べたBEVプログラムは、2005年7月に、適用可能なように、修正が検討されるであろう。日米両国の当局者による共同の再検討では、OIEやWHOの専門家により行われる、科学的見地からの検討を考慮に入れることになるであろう。この再検討の結果については、なされるべき行動を含め、日米両国政府の合意・判断によりなされるであろう。日本の場合、これは、食品安全委員会の検討にゆだねられる。」</p> <p>そして、「日本の食品安全委員会の検討にゆだねられるであろう。」とした範囲のものは多岐にわたり、この中には、日本の食品安全委員会の検証すべき範疇外の、リスク管理の概念に属する検証事項がはいっているにも関わらず、日米高級事務レベル会合合意においては、それらの検証をすべて、日本の食品安全委員会に丸投げしてしまったところに、そもそもボタンのかけ違いがあった。</p> <p>したがって、そもそも、食品安全委員会は、答申不能の諮問をされたのであり、これに対する答申は、本来は、不可能のほずである。</p> <p>あえて、それに対して、答申をするためには、上記の背理法に基づく答申案によるしかなかったのである。</p>

20	<p>諮問の内容は、「現在の米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国・カナダから輸入される牛肉及び牛の内臓(以下「牛肉等」という)を食品として摂取する場合と、我が国でと畜解体して流通している牛肉等を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関わるリスクの同等性」となっている。</p> <p>これは、現在の日本の牛肉等と比較して、米国・カナダの牛肉等が安全かどうかを調べ答申して欲しいということである。ところが、日本の牛肉等についても、例えばp.25のピッシングの項、日本でのBSE発生プロセスが未だに不明であること等、その安全性が保証されているわけではない。</p> <p>さらに大きな問題は、答申案の検討中に全頭検査を中止するという方向での大きな改変がされていることである。これでは、基準となる物差しが途中で変わってしまうことになる。従って、以下のように諮問すべきであると考える。</p> <p>「現在の米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国・カナダから輸入される牛肉及び牛の内臓(以下「牛肉等」という)を食品として摂取する場合、我が国の国民に対して安全性についてどのような問題があるか、もしあればそれを改善する方法は無いか」。</p>	<p>食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関からの諮問を受け、10回にわたって中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般の審議結果案を取りまとめたところです。</p> <p>寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。</p>
21	<p>不正確なサーベイランスによる2003年度の米国の農場死亡牛・と畜場廃棄牛の陽性率(1頭/39万頭)と、正確なサーベイランスによる日本の陽性率(3頭/11万頭)とをそのまま同じレベルの数値として比較するのは常識的な判断からしても米国のBSE発生率を過少に評価するものであることは明らかである。</p> <p>本件評価では、日本における健康牛のと畜場での陽性率(2頭/90万頭)と農場死亡牛・と畜場廃棄牛の陽性率(3頭/11万頭)の比率(1:12.3)を米国にあてはめ、米国での健康牛のと畜場での陽性率を算出している(1頭/270万頭)。当然に、と畜場での陽性率も日本に比して極めて低くなっている。このようなデータには何らの信用性もない。</p>	<p>今回の審議結果案において、2005年10月現在20ヶ月齢の牛が生まれた2004年2月時点でのBSE汚染について、2つのアプローチで評価を行いました。一つは、欧州からの生体牛、肉骨粉、動物性油脂の輸入による侵入リスクと、飼料規制、遵守状況と交差汚染の可能性、特定危険部位(SRM)の利用等によるBSEの暴露・増幅リスクとを総合的に評価しました。もう一つは、米国・カナダ及び日本が実施したBSEサーベイランス及びスクリーニングのデータをもとにBSE汚染の状況を検証しました。</p>
22	<p>米国とカナダの2004年2月の時点の汚染レベルのデータに科学的信頼性はありますか。</p>	<p>リスク評価に当たっては、米国・カナダ及びリスク管理機関から提出された多くの資料をもとに、基本的にはリスク低減措置の原則の比較のほか、情報入手可能なものに関しては出来るだけ実効性の比較にも努めました。情報入手に限界があったことも事実です。このような前提の下での評価ではありますが、中立公正な立場から科学的な議論を尽くした結果であり、科学的な信頼性のあるものと考えております。</p>
23	<p>答申案では、米国のBSE検査法の問題からBSEを見逃していた可能性がある」と指摘しているが、検査された牛が適切なものは触れていない。どのような調査でも、サンプリングが不適切で、不明なバイアスが覆っていたら、調査結果の信頼性は低くなる。</p> <p>拡大サーベイランスは、米国提供資料では、死亡牛の一部とと畜場につれてこられたが歩行困難などで排除された病牛・廃棄牛全てが検査対象とされている。しかし実際には病牛・廃棄牛は20%ほどである。と畜場の検査員、獣医の目の前に病牛・廃棄牛はいるのに試料採取できないはずない。また4月以降、病牛・廃棄牛のサンプル数が激減している。日本側に公表されていない検査対象の選別基準があり、説明されていないバイアスがかかっている。死亡牛は「どうやって補足しているのかよくわからないところもございます。」(農水省・衛生管理課長)</p>	<p>また、審議結果案には、今後、十分なサーベイランスの拡大や継続により、BSEの汚染状況を正しく把握し、適切な管理対応を行っていくことが必要であることも記載しています。</p>
24	<p>牛の年齢をどうやって確認するのか(肉質検査などで月齢を判定できるなどというのはまやかに過ぎない。それが本当なら世界中でそれを採用していないのはなぜか)。</p>	

25	<p>米国側は肉色や熟度で20ヶ月齢以下か以上か判断できると主張していますが、全米食肉検査官協会がそれは無理だと声明を出しました。永年畜産界に携わってきた私としてもそんなことはできないと考えます。検査官協会といえば屠場で食肉の検査をする最前線の専門家集団です。その人たちが峻別不能といっているのになぜ米国政府はできるといい、日本政府もそれを前提に輸入再開しようとするのでしょうか。しかも20ヶ月齢以下の牛肉は未熟で旨くありません。</p>	<p>日本向け輸出プログラムに基づく月齢判別法は大きく分けると、出生記録によって確認する方法と米国において枝肉の格付けによる確認方法があります。枝肉の格付け(A40)による月齢判別方法に関する日米の専門家による検討会によれば、A40を用いた月齢確認では、21ヶ月齢以上の牛の枝肉がA40以下と評価される可能性は、統計学的に99%の信頼度で0.95～1.92%以下とされています。この評価結果に基づき、プリオン専門調査会で検討した結果、月齢判別法としてA40を用いた場合、A40と判定された牛群に21ヶ月齢以上のBSE感染牛が混入する可能性は約40～20年に1回程度とされています。以上のように、A40を用いた月齢判別法に関する検証も含めて今般の審議結果案を取りまとめるところです。今後、輸入再開の可否については、リスク管理機関が今回のリスク評価結果を踏まえ判断することとなりますが、A40による月齢判別法を採用する場合の適切な実施を含め、管理措置が適切に実施されることについてリスク管理機関が責任を持って確認を行う必要があります。</p>
26	<p>肉色判定法による年齢判定に関しての委員会の見解が、答申に加えられても良いと思います。生年月日による年齢の確認が必要だと思います。</p>	
27	<p>米国が、管理された牛肉を輸出するとは思わない。</p>	
28	<p>内臓については北米では食する習慣がないので、内臓部分に関するSRM除去には不安が残ります。よって「内臓」の輸入解禁には反対します。</p>	
29	<p>アメリカの牛肉輸入に関しては、非常に不信心を持っており、検査体制や現場作業実態は特に不安だ。</p>	
30	<p>米国の検査方法は米国内でも疑問が出ているように信頼性に欠ける。</p>	<p>今般取りまとめた審議結果案での結論では、「輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。これらの前提の確認は、リスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになる。」と記載されているところであり、米国における管理措置が適切に実施されるようリスク管理機関が責任を持って確認を行う必要があります。</p>
31	<p>米国食肉業者が本当に危険な場所をちゃんと取り除いているかが疑問。</p>	
32	<p>日本向け輸出プログラム条件が遵守されない場合のリスクは何倍ぐらいになるか教えてください。</p>	<p>リスクの差は非常に小さいと考えられるという結論は、日本向け輸出プログラムが遵守されるものと仮定したものであり、この前提が守られなければ、評価結果は異なったものになると審議結果案に記載されているところですが、審議結果案では、輸出プログラム条件が遵守されない場合のリスクは、具体的にどの程度増加するかについては検討は行っていませんが、輸出プログラムの背景リスクとして、米国・カナダにおける生体牛のBSE汚染リスクが示されています。</p>
33	<p>輸入が再開された場合は必ずリスク評価を再び行う必要があります。これはリスク分析の基本ですので、是非どこかに明記する必要があるのではないのでしょうか。</p>	
34	<p>輸出プログラムの実効性と遵守に関する検証結果の評価について審議結果(案)では、リスク管理機関が輸入を再開する措置をとった場合には、専門調査会は管理機関から輸出プログラムの実効性と遵守に関する検証結果の報告を受ける旨が記載されております。リスク分析手法は継続的プロセスであるため、リスク管理機関から報告された輸出プログラムの実効性と遵守に関する検証結果の内容について評価作業を実施することが必要であると考えます。</p>	<p>審議結果案に記載されているように、仮に輸入を再開する措置をとった場合に、食品安全委員会プリオン専門調査会は、リスク管理機関から輸出プログラムの実効性およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があると考えており、必要に応じてプリオン専門調査会においてリスク評価を行ってまいります。</p>

35	<p>米・加両国のリスク管理の検証について 評価答申は、米・加の輸出プログラムの遵守が前提であり、これらの「前提が守られなければ、評価結果は異なったものとなる」し、さらに「プリオン専門調査会は管理機関から輸出プログラムの実効性、およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があり、また、管理機関は国民に報告する義務を負うものとする」としています。 このような指摘は当然のことであり、食品安全委員会は、この旨を食品安全基本法第23条第1項第3号にもとづき内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するよう求めます。 また、食品安全委員会は、リスク管理機関に対し早急に輸出プログラムに関連する事項についての調査を行うよう勧告し、それがまとまった段階で再評価を行うべきであると考えます。</p>	<p>審議結果案に記載されているように、仮に輸入を再開する措置をとった場合に、食品安全委員会プリオン専門調査会は、リスク管理機関から輸出プログラムの実効性およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があると考えており、必要に応じてプリオン専門調査会においてリスク評価を行ってまいります。 なお、食品安全基本法第23条に基づく勧告をすべきとの御意見ですが、プリオン専門調査会でのこれまでの審議において、リスク管理機関から輸出プログラムの遵守に関して、現地調査等を通じて責任を持って確認するとの説明を受けるとともに、審議結果案にもその旨を記載したところであり、今後リスク管理機関による適切な対応が期待されることから、現時点において勧告の必要性はないものと考えております。なお、寄せられた御意見についてはリスク管理機関にお伝えいたします。</p>
36	<p>日本政府の米国牛の査察体制については、担当するのが農水省動物検疫所の家畜防疫官23人と厚労省2人の計25人で、約30ヶ所の日本向け食肉施設を査察するといわれており、査察率は数パーセントに過ぎない(しんぶん赤旗 日曜版 05.11.13)。「輸出プログラム」の遵守をしっかりと確認できる体制ではない。</p>	<p>プリオン専門調査会としては、審議結果案に記載されているように、今回のリスク評価の前提となった輸出プログラムの遵守の確認については、リスク管理機関の責任であり、この前提が守られなければ、評価結果は異なったものになり、米国における管理措置が適切に実施されるようリスク管理機関が責任を持って確認を行う必要があると考えております。また、今後、リスク管理機関から輸出プログラムの実効性及びその遵守に関する検証結果の報告を受けることとしております。なお、寄せられた日本政府の査察体制に対する御意見についてはリスク管理機関にお伝えいたします。</p>
37	<p>テレビや雑誌などによると、アメリカではと畜される牛のうち、BSEの検査は1%しか行われておらず、また、脳や脊髄などの特定危険部位は処分されず、飼料の原料にされ誤って牛に与えられる恐れがあるとされていました。アメリカに対しては、追従ばかりではなく、これらの危険を無くすような努力をするよう強く要請してください。</p>	<p>米国・カナダにおけるBSEサーベイランスの状況や、SRMの除去等の取扱いを含め飼料規制については、審議結果案をご参照下さい。</p>
38	<p>日本国内では特定危険部位は食用に回さず焼却処分していますが、アメリカ・カナダでは肉骨粉として豚・鶏用の飼料として利用されていると聞いています。日本で発生したBSEも肉骨粉が原因である可能性が非常に高いとされている事を考えれば、アメリカ・カナダでも飼料の交差汚染や農家での誤給飼などによるBSE感染が懸念されます。また特定危険部位の飼料利用禁止については、国際機関も勧告しているはずですが、日本への輸入再開の条件の1つとして特定危険部位の飼料利用禁止をアメリカ・カナダに行わせるよう要望します。</p>	<p>リスク評価の過程で問題となった、SRM除去について、せき髄除去の監視体制の強化、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡充や継続の必要性、SRM利用の禁止を結論の付帯事項として記載し、米国・カナダ政府へ要望を行ったものです。なお、寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えします。</p>
39	<p>世論調査によれば、「生後20ヵ月以下の牛に限って検査なしで輸入を認める方針」に反対の人が67%、外食・加工食品に関する原産地表示を求める人が81%に上っています(『朝日新聞』10月26日)。私たちは現在のあいまいな評価を前提に輸入を再開することに危惧を覚えるものですが、仮に輸入再開に踏み切った場合には、消費者の不安に 대응するために、外食・加工食品に関する原産地表示を行うべきであると考えます。 これはリスク管理措置に属することですが、食品安全委員会としても、このような勧告を関係リスク管理機関に対して行うべきであると考えます。</p>	

40	<p>私は米国产の牛肉の輸入に反対です。それが無理なら不当表示の罰則規定の厳罰化、外食産業の食品の産地の標示を義務化(もちろん、不当表示をした場合は厳罰で)を望みます。</p>	<p>今後、米国・カナダ産牛肉等の輸入再開の可否については、今回のリスク評価結果を踏まえ、リスク管理機関が判断することになります。 御指摘の表示に関しては、リスク管理機関が判断すべき事項であり、御意見についてはリスク管理機関にお伝えいたします。</p>
41	<p>流通段階でどこにどのような形で売られていくか明らかにしておく必要があるのではないかと、消費者が買い物するときの選択肢は、表示でしかない。産地の偽装が行われないように監視も厳しくしてほしい。また、外食やお弁当なども産地がわかるようにしてほしい。加工していく段階で産地がわからなくなるものは、せめて輸入したものか国内のものか消費者にわかるような対策をとってほしい。 私たちが不安に思うこと、疑問に思うことなどは、どこが窓口になってもらえるのかははっきりしておくようにお願いします。</p>	
42	<p>我が子の学校給食へ使用しないようにできる申請方法などを明示してほしいです</p>	<p>食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関からの諮問を受け、10回にわたって調査審議を行い、科学的データに基づき、中立公正な立場から審議を尽くし、今般、審議結果案が取りまとめられました。今後、食品安全委員会からの答申を踏まえて、リスク管理機関が米国・カナダ産牛肉に係る施策を行うこととなります。寄せられた御意見についてはリスク管理機関にお伝えします。</p>
43	<p>もし輸入再開するならば、牛肉を買う業者から検査料を徴収し国が強制的に全頭検査するべき。</p>	
44	<p>日本の基準(全頭検査)でなければ輸入を認めるべきではないと思います。国内産も全頭検査を継続してほしいです。</p>	
45	<p>食べたくなくても知らないうちにゼラチンや肉エキスや牛脂などで摂取させられてしまう可能性があり、牛肉だけでなく加工品や調味料や化粧品や医薬品にも使われるし、輸血でも感染の危険があるのであって、消費者の選択に任せればよいなどと言う審議会の結論は恥知らずで無責任きわまりないものです。</p>	
46	<p>外圧と政治の力に委員会が屈したと感じられてなりません。</p>	<p>食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受け、10回にわたって中立公正な立場から調査審議を行い、米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について、今般、審議結果案をとりまとめたところです。</p>
47	<p>BSEを巡る貴委員会の動き、この審議結果を読むと、貴委員会は「国民の健康の保護が最も重要である」との基本的認識を持っているのか、政治的な動きに惑わされず、「リスク管理を行う関係機関」から独立して、「科学的知見に基づき、かつ中立公正にリスク評価を行う機関」として機能しているのか疑問に思います。</p>	<p>今後、食品健康影響評価(リスク評価)の結果を踏まえ、リスク管理機関において米国・カナダ産牛肉及び牛の内臓についての輸入の可否を判断することになります。</p>
48	<p>「リスクは少ない」では済まされない問題です。エイズ・アスベストの悲劇を二度と繰り返すことは絶対にやめて下さい</p>	

49	もっと明確に、これなら安心して米国産牛肉でも消費できると思えるような結論を出していただきたい	評価結果案の結論に記載しているように、「米国・カナダに関する質・量とも不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、米国・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない。」とされたところですが、他方、「輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。」とされたところです。
50	生後20ヶ月未満の牛はBSE検査の術が無いのであれば、米国産/日本産を問わず、生後20ヶ月未満の牛は流通を禁止すべきではないですか？ 政府から「リスクは一緒か？」と聞かれれば「リスクは一緒です」と答えざるを得ないでしょうが、貴委員会が国民の健康/食の安全を守るという使命をお持ちならば、「生後20ヶ月未満の牛は全面流通禁止」という答申があっても良いのではないのでしょうか？	今回のリスク評価は、厚生労働省及び農林水産省(リスク管理機関)から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について」の諮問を受けて審議を行い、審議結果案をとりまとめたところです。なお、20カ月齢以下の牛のリスクについては、昨年9月公表した「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(中間とりまとめ)」や今年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」においても審議・記載されておりますのでご参照下さい。
51	昨年9月に発表されました食品安全委員会での「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について---中間とりまとめ」で、日本でのBSE対策以前のvCJD患者の発生予測を0.1人から0.9人とされました。又、国内BSE対策の見直しの答申でも、vCJD患者の発生予測が前提となり、BSE検査月齢の見直しが行われたと思います。しかしながら、今回の米国・カナダ産牛肉のリスク評価では、全く米国・カナダでのvCJD患者発生予測を行っておりません。同じ方法で米国・カナダでのvCJD患者の発生予測を試算されるべきであると思います。その予測こそが日本と米国でのリスク比較になると思われます。	今回の米国・カナダ産牛肉等のリスク評価は、リスク管理機関からの諮問を受けて、米国及びカナダの国内規制及び輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)により管理された牛肉等について、人への暴露リスクとして食肉へのBSEプリオンの汚染の程度を指標に日本産牛肉等と比較を行ったものです。汚染の程度からvCJD患者がどれくらい発生するかといった予測を行ったものではありません。
52	表題が判りにくく、牛肉の輸入に関するものであると、一般に判りやすい表現にすべきだと思います。表題だけ見たかぎりでは、BSEに絡んでの食肉のアンケートと判る方は専門性のある方を除けば殆どおられないのではと推察します。	表題については、リスク管理機関からの諮問の内容について正確性を期すためであり、ご理解賜りますようお願いいたします。 また、11月14日から22日まで、全国主要7都市において審議結果案に関する意見交換会を実施しましたが、その際、審議結果案についてわかりやすい資料を作成して少しでもご理解が深まるよう努めたところです。今後とも、ホームページや季刊誌を通じてわかりやすい情報提供に努めて参ります。
53	まず、標題のような難しい表現をされると我々一般の消費者は不安を感じて、危険じゃないか？と誤ってしまいますので公平性に欠ける質問のような気がします。	審議結果案の「審議にあたっての基本方針」においても記載していますが、評価に当たっては、出来るだけ具体的な数量を用いて我が国と米国・カナダのデータを比較・分析するが、不明な点が多くなると予想されること、十分な資料が得られにくい点などを考慮すると定量的な評価は困難であることが考えられるので、評価は定性的な評価を基本とし、悲観的なシナリオで検討したものです。結果として、国民にわかりやすいとは言えない説明になった点については、11月14日から22日まで、全国主要7都市において審議
54	検査内容の表記内に誤解をしやすい記述があるように感じます。	
55	委員の中に輸入再開に否定的な人や、資料が少なすぎて科学的評価ができないとの立場をとる人もいたため読者にとって余計分かりづらくなった表現となっている。背景リスクは別として、輸出プログラム下での評価は素人目でみても、若齢牛でSRM除去されておればリスクなどあるはずがないと思うのだが。	

56	<p>同等という審議結果について、国民にわかりやすい説明(数値による比較・信頼性)がされていない。(公表されているリスク比較では、比べる基準が統一されていない)</p>	<p>結果案に関する意見交換会を実施した際、審議結果案についてわかりやすい資料を作成して少しでもご理解が深まるよう努めたところです。今後とも、ホームページや季刊誌を通じてわかりやすい情報提供に努めて参ります。</p>
57	<p>「牛から牛へのリスク(Animal Health)」と「牛から人へのリスク(Human Health)」の区分が明確に分かりづらい。求められた評価は輸出プログラム下での「牛から人へのリスク」であるのに、背景リスクから入ったためそのイメージが先行し読者に不安感を与えるような印象となっている。</p>	<p>今回のリスク評価は、今年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」でのリスク評価の経験を活かせば評価がしやすくなると考え、その時と同じ基本的方針に従って、生体牛のリスク、牛肉等のリスクの順に検討を行ったところです。しかしながら、御指摘のようにわかりにくい部分があることから、今後とも食品安全委員会ホームページや季刊誌等を通じてわかりやすい情報提供に努め、国民の皆様方のご理解を深めて頂けるよう努力してまいります。</p>
58	<p>審議結果に賛成です。ただ答申結果の中には米国の畜前検査がずさんであるかのような表現になっています。この誤解を解くために何を検査しているのかを明記すべきであると思いません。</p>	<p>と畜前検査の検査時間に関する御指摘は、確かにその検査内容の比較が重要などと考えますが、単純な時間の比較では、1頭当りに要する検査時間を比較した場合に大きな差があり、異常牛が見逃される危険性について特記することがより安全性を考慮した評価を行う上で、重要と判断したことによります。</p>
59	<p>表現の面で、米国は杜撰で、日本は完璧と言った風に取りられるものがありますが、その根拠が不明です。例えば、屠畜前検査ですが、1頭の検査時間が米国12秒、日本80秒と言えば、何も知らない我々には日本の安全性が約8倍もあるやに受け取れます。実際には、安全性(栄養価や味は別にしてですが...)についてのみ言えば、牛乳の場合、殺菌10秒でも、30分でも、殺菌の温度が異なれば、時間と安全性は全く無関係であることは明らかです。何をどの様に検査しているということが示されない限り、場合によっては表現上の欺瞞行為と言われても仕方ありません。何をどの様に検査しているのかを明示し、若しそれに問題があるのなら、理由を付けて記述すべきです。我々が望むのは正確な情報と合理的な分析と評価です。これも表現の問題でしょうが、日本にのみ都合の良い表現を残して書いているのも欺瞞行為と取られても仕方が無いのではないのでしょうか? 具体的には、「米加では脊髄除去の有効性についての科学的検証は行なわれていない」と書いていますが、日本での検証(?)では、脊髄除去における枝肉洗浄の重要性が指摘されている筈です。枝肉洗浄の回数は平均すると米加の回数が3倍程度と聞き及びます。その事実は政治的に「除去」されたのではないかと愚推する人間がいても不思議ではないでしょう。真摯な審議がなされているにも拘らず、最終的な表現で、客観的な、公正な記述がなされていないのではないかとこの疑念を感じさせる様な表現になっているのは残念です。尚、日本は信頼出来るが外国は信頼出来ないなどという発想は持たずに、全て客観的に判断すべきです。</p>	<p>と畜前検査の検査時間に関する御指摘は、確かにその検査内容の比較が重要などと考えますが、単純な時間の比較では、1頭当りに要する検査時間を比較した場合に大きな差があり、異常牛が見逃される危険性について特記することがより安全性を考慮した評価を行う上で、重要と判断したことによります。せき髄除去の有効性の検証に関して、我が国の場合は、背割り後にせき髄を除去する方法を導入するにあたり、グリア繊維細胞酸性たん白質(GFAP)をマーカーとした試験でせき髄が除去されていることを確認しており、他方、米国・カナダの場合は、GFAPをマーカーとした試験を用いた、せき髄除去手段の有効性について科学的検証は行われていません。これは、SRMの除去の検証という観点から重要と考え記載したものです。また、米国における枝肉洗浄の回数については審議結果案に記載しているところですが、御指摘のような洗浄回数に大きな相違があり、リスク評価の上で記載すべきとの議論はありませんでした。審議結果案においては、日本ではビッシングを実施していること、また、と畜場におけるリスク低減措置においてHACCPによる管理が義務付けられていないことなど記載しており、中立公正な立場から科学的な議論を行い、審議結果案を取りまとめたところです。</p>

60	<p>と畜時の検査について、日本では国内の消費にまわる食肉の検査も獣医であると畜検査員がチェックされていると理解しておりますが、先日貴委員会が出された「米国・カナダ産牛肉等のリスク評価(案)のポイントについて」の36ページで、米国・カナダの場合、「食肉検査員による検査」とありますが、日本の場合の「獣医師による検査」とわざわざ「獣医師」と書いてあるのは、米国・カナダの場合の「食肉検査員」は獣医師とは限らない資格なのでしょうか？もし、獣医師と限らないのであれば、現在の輸入畜産品の場合、と畜時における獣医の検査を必須とされておられる事に整合性がないと思った次第です。 ご返答お願い申し上げます。</p>	<p>高リスク牛の排除に関して、今般とりまとめられた審議結果案において、「米国とカナダでは、と畜場に搬入される全ての牛を獣医官自ら又はその監督のもと、食肉検査官が歩行状態などを目視で検査する。」と記述されています。また、食肉検査官は獣医師ではありませんが、しかるべき知識又は経験を有する者に資格を与えられ、製品が食用に適し、連邦法を遵守していることを確認しているということが米国政府からの提出資料に記載されています。(第31回プリオン専門調査会資料1-2:米国のと畜場における獣医官及び検査官の役割及び権限)</p>
61	<p>侵入リスクの評価の差異について 審議結果(案)では、生体牛や肉骨粉等の輸入による影響を「侵入リスク」として評価しています。その中で、米国の侵入リスクについては、「カナダからの侵入リスクは米国の汚染に影響を与えたとは考えにくい」と記述しております。しかし、欧州食品安全庁(EFSA)が実施した評価結果においては、カナダを含めた周辺諸国からの貿易状況の検討から、米国の侵入リスクについて、1990年代を「非常に高い」～「著しく高い」としており、違いが認められます。この違いが生じた理由について、専門調査会からの説明を要望いたします。</p>	
62	<p>米国でのBSE陽性1例目は、カナダ生まれの乳牛。これを含め、カナダ産牛からは4頭のBSE牛が摘発されている。米国は、90年代から年間約100万頭、2003年5月のカナダでのBSE牛発生時点まで約1300万頭輸入している。(肉骨粉では約350万頭～約620万頭分、動物性油脂で約560万頭分。)このなかのBSE牛が、2003年暮れに摘発された米国でのBSE陽性1例目だけと考えるのは馬鹿げている。答申案では飼料規制から6年たった2004年2月生まれでカナダの汚染レベルを、100万頭当たりでBSE牛5～6頭、と評価している。これ以前は、もっと多い。先のカナダからの輸入量からみても、カナダからの侵入が摘発された1頭だけとは考えられない。しかし、答申案はカナダからの「侵入リスクは、米国の汚染に影響を与えたとは考えにくいので、現時点では考慮しない」。明らかに米国への侵入リスクを過小に評価している。仮に20～30頭の感染牛がカナダから侵入していれば、飼育規模の差を考慮しても、カナダからの侵入だけで米国のBSE汚染の割合では日本と同じになる。</p>	<p>「カナダからの侵入リスクは米国の汚染に影響を与えたとは考えにくい。」とする記述は、プリオン専門調査会での審議の結果、米国とカナダのBSE汚染状況が大きく違わないとの観点からなされたものです。 あわせて、審議結果案には、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続により、米国・カナダにおけるBSEの汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行うことが必要があることも記載しています。</p>
63	<p>答申案において、カナダから米国への感染リスクをゼロと評価することにより米国の汚染率を非常に低く算出しており科学的な信頼性に乏しいと指摘されている。カナダからのリスクを計算に入れ答申案と同じ方法で計算した場合、「米国の汚染度は日本の27～38倍」となるという(「プリオン専門調査会」への4つの疑問、週刊エコノミスト2005.11.22)。食品安全委員会が実施した「定量分析」結果の見直しを求める。</p>	

64	<p>先月、発表されたアメリカFDAの新飼料規則については、いくつかの問題点がある。すなわち、牛由来の飼料は、牛以外の動物飼料(鶏、豚、ペット関係飼料)についても、新飼料規則制限の対象としたが、次の三点が問題であると、批判されている。牛の血液の禁止がない。 レストラン残菜の飼料使用禁止がない。 チキン・リターの禁止がない。</p> <p>さらに、SRMとされる、眼、小腸の一部の回腸遠位部、も、除外されていない。今回の新飼料規制について、アメリカの消費者団体は、「脳と脊髄の禁止だけでは、これまでのループホールは、閉じられていない。」として、反発の声を上げている。ある獣医は、「90パーセントの危険部位の除去では意味がない。100パーセントの危険部位除去があって、初めて意義がある。」と批判している。この新飼料規則の安全性についての日本側としての検証はなされたのか?</p>	<p>今回の審議結果案では、米国食品医薬品庁(FDA)が今年10月に発表した飼料規制改正案について公表した事実と改正案の内容について記載していますが、現在のところ、この規制はまだ実施されていないことからそれ以上の検証は行っておりません。</p> <p>なお、結論の付帯事項において、米国及びカナダでのBSEの増幅を止めるためには、SRMの利用の禁止が必須であり、牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある旨記載しているところです。</p>
65	<p>答申案の結論部分に現状では情報不足と行政管理の不確実性のため「科学的評価は困難」という文言を入れられたことは、従来からの私たち市民の声が反映されたものと考えます。従って、評価困難な現状での米産牛輸入再開には強く反対致します。</p> <p>米国は日本向け輸出プログラムとして20ヶ月齢以下の牛に限るとしていますが、日本と米国の飼料規制の実態が全く異なるため、20ヶ月齢以下だから安心とはいえません。米国では反芻動物の肉骨粉を反芻動物に与えてはならないと警告表示だけで豚や鶏には禁止されていません。実際、毎年100万トンの残さいを含む鶏舎のゴミが牛の餌にされるので、それをかき集める時、残さい中の肉骨粉が鶏の糞尿やゴミに混入して牛の口に入るとい実態があり、FDAはこの混入率を30%と見積もっているという事実が報道されています。</p> <p>また、特定危険部位が焼却されずにそれら脳や脊髄から採取した肉骨粉が飼料にされ、前述のような経路でまた牛に食べさせてゆくという実態もあります。</p> <p>日米のこの二つの大きな違いは、現在各地で開催中の貴委員会リスクコミュニケーションで配布された資料にも示され、それにより、20ヶ月齢以下の牛の汚染率は日本より米国・カナダの方が数倍高いとされています。そのため規制強化を検討中とのことですが、それならば規制強化が実施されてその効果を確認してから禁輸解除を検討すればよいのではないのでしょうか。</p> <p>しかもこの飼料規制の実態への評価は今回の調査会の諮問内容からはずされて、そのような重要な問題を抜きにした答申案にどんな意味があるのでしょうか。</p> <p>米産牛に関わるこうした疑念が幾つかある中で、諮問された部分的な評価のみで、しかもそれを曲解して安易に輸入再開に進むことのないよう、食品安全委員会の慎重審議による科学的判断を下されることをお願い致します。</p>	<p>今回のリスク評価では、御指摘のとおり、米国・カナダと日本の飼料規制の実態が異なるとの前提で、日本向け輸出プログラムのリスク低減効果だけでなく、その背景リスクである米国・カナダの生体牛のBSEリスクについても評価を行いました。</p> <p>また、米国・カナダの飼料規制に関しては、御指摘のような規制やその遵守状況に関して議論を行った結果、日本や欧州の飼料規制に比べ不十分な点として、米国・カナダではSRMを利用していること、飼料の交差汚染防止が完全でないことなどについて審議結果案に記載したところです。</p> <p>以上のような飼料規制を含めBSEリスクに関連する評価項目について分析・検証を行い、今回の審議結果案を取りまとめました。今後、リスク管理機関がリスク評価結果を踏まえ、米国・カナダ産牛肉等の輸入再開の可否を判断することになります。寄せられた御意見についてはリスク管理機関にお伝えいたします。</p>

66	<p>危険部位 (SRM)由来の肉骨粉と牛脂が年間合計32万トン、死亡動物から25万トン生産されているという、米国牛の安全性に重大にかかわる問題について、食品安全委員会は答申案に反映すべきである</p> <p>2004年度のデータで、SRMを除けば、肉骨粉は16万1365トンの減少、動物油脂 (tallow) も同じ位 (16万1365トン) の減少、dead stock (動物の死骸。牛、豚、羊など) を除けば、12万8502トンの肉骨粉減少、動物油脂 (tallow) も同じ位 (12万8502トン) の減少、全部足すと、57万9779トンの減少となる。(合計45トンの差異あり)</p> <p>(National Renderers Association: http://www.rendermagazine.com/April2005/MarketReport2004.pdf http://www.rendermagazine.com/)</p> <p>とくに牛脂と牛の血液は牛への直接給与も禁止されており、加熟義務もない。</p> <p>EFSA(欧州食品安全庁)のWorking Group report on the Assessment of the Geographical BSE-Risk(GBR) of UNITED STATES OF AMERICA,2004に掲載されているレンダリング工程の実態と評価、「米国のレンダリング工程は大気圧の下で(つまり加圧することなく)加工しているから、BSE感染性が工程に入れば、これを大きく減らすとは考えられない。」「レンダリング産業は感染性を減らすとは立証されない工程で操業している。従って、レンダリングは「不合格」だったし、今も「不合格」という評価にもかかわらず、食品安全委員会の米国評価の答申案にある吉川座長の計算で「通常のレンダリングでは感染価は約1/100に減少する」と、今回の評価、米国評価に関して関係のない実態に即さない数値を持ち出すことは非常におかしい。これら根拠のない数値をもちいたモデル計算は国民や他国の研究者の誤解や疑問を生むため、削除するか、より正確な数字で計算すべきである。</p>	<p>米国において、御指摘のありました、牛のSRM由来の肉骨粉や動物性油脂が生産されていること、動物性油脂や牛の血漿たん白質を材料とした飼料が牛に与えられる可能性があることについては、プリオン専門調査会において調査審議を行いました。</p> <p>そうした審議も踏まえ、飼料規制の経緯・内容、その遵守状況に関する情報に基づきリスク低減効果について検討を行い、審議結果案においては、米国・カナダにおけるBSEの暴露・増幅リスクについては、飼料規制によるBSE増幅の抑制効果があると考えられるが、SRMを利用していること、飼料の交差汚染防止が完全でない点を考慮すると、米国・カナダにおける暴露リスクは日本より高いと考えられると記載しました。</p> <p>また、審議結果案のBSE暴露・増幅リスクシナリオ(モデル)は、交差汚染によるBSEの暴露・増幅のイメージを示すための一つの例として記載したものであり、結論への付帯事項に記載した、米国・カナダでのBSEの増幅を止めるためには、交差汚染の可能性のある牛以外の動物の飼料へのSRMの利用を禁止する必要があることを示すものとして記載は必要と考えます。</p>
67	<p>鶏糞や鶏舎のごみ(チキンリッター)を牛の飼料とすることが許可されている。毎年100万トンの鶏糞が牛に与えられているが、鶏舎の床などからかき集めるために、この中に肉骨粉入りの飼料が混入している可能性が大きい。米国食品医薬品局(FDA)のクロフォード長官代理は、肉骨粉の鶏糞への混入率を30%程度と見積もっている。(米国化学会発行 Chemical & Engineering News August 4.2003 Volume 81, Number 31 CENEAR 8131 pp.22-24 ISSN 0009-2347)</p> <p>食品安全委員会プリオン専門調査会は、上記に加え、複数の委員が「鶏や豚に与えられた異常プリオン蛋白質は排出される=糞となる」と調査会以外の場で見解を述べている。これらも答申案に反映すべきである。</p>	<p>御指摘のように、米国においては牛由来肉骨粉を鶏に与えること、鶏や養鶏残渣や鶏糞を牛に与えることは禁止されており、このため、養鶏残渣や鶏糞が牛に与えられると、その中に牛の肉骨粉が入った飼料が混入している可能性があることについては、プリオン専門調査会において調査審議を行い、その結果、審議結果案においては、養鶏残渣や鶏糞によるBSEリスクについて記載しています。</p>
68	<p>FDAのサイト『COMPLIANCE REQUIREMENTS AND REGULATORY IMPACTS』 http://www.fda.gov/cvm/Documents/bse3.pdf の2ページに次のように書いてある。</p> <p>『独立系レンダリング業者は、たんぱく質物質を、制限品目と、非制限品目とを、セパレートして処理してはいないとみられる。MBMについても、異なる種のをミックスして処理しているようである。』</p> <p>この実態の是正は、なされているのか、日本側としては、検証が必要である。</p>	<p>飼料規制の遵守状況や交差汚染の可能性に関しては、レンダリング施設や飼料工場の専用化の実態、遵守状況に関する定期検査の報告等に基づき審議を行いました。その結果、御指摘のような飼料規制が遵守されていない実態もあることを踏まえ、審議結果案には、米国・カナダにおいては一定の割合で交差汚染が起こる可能性があり、米国・カナダのBSEの暴露・増幅リスクは日本より高いと考えられることを記載しています。また、審議結果案の結論への付帯事項には、SRMの利用の禁止が必須であり、牛以外の動物の飼料への利用も禁止する必要があること、BSEの汚染状況を正しく把握し、適切な管理対応のためには十分なサーベイランスの拡大や継続が必要であることなどを記載しており、これらのことについて、今後、検証を行っていくことが重要であると考えております。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。</p>

69	<p>米国では牛のSRM由来の動物性油脂や牛の血漿たん白を代用乳などの形で牛の飼料とすることが認められている。代用乳だけでなく、放牧農場に補助飼料としておかれているサプリメントなどの由来をリスクとして確認しないのは何故か。この問題も含め、米国内での感染性増幅の数字が一切無視されているのは非常におかしい。今から答申案に盛り込むべきである。さらに、米国では、ミンク脳症(TME)や狂鹿病(CWD)が発生しているが、そのミンクや鹿が答申案に触れられている1997年の規制に反してレンダリングサイクルの中に混入し、肉骨粉となって鶏糞やチキンリッターを介して、牛に与えられ、あるいは動物性油脂となって牛に与えられている。また動物性油脂は液体で安定が悪いため、油と不純物が分離し、一部の油脂において不純物が規制濃度より高濃度となることが飼料の専門家から指摘されている。これを事実確認の上、このことが米国でのBSE蔓延のリスクを増幅させること、また米国産牛肉のリスクを増大させることはないのかを、答申案に盛り込むべきである。</p> <p>また、鹿が今現在でもレンダリングのシステムに混入していることを示す資料は、食品安全委員会の食の安全ダイヤルに答申の結論以前に投稿している。それらがなぜ反映されず、97年の規制だけを答申案に盛り込んだのか？非常におかしく感じている。米国の現実を答申案に盛り込むべきである。</p>	<p>米国において、御指摘のありました、動物性油脂や牛の血漿たん白質を材料とした飼料が牛に与えられていること、ミンク脳症(TME)やシカ慢性消耗病(CWD)の発生状況とそれらの疾病に罹患したミンクやシカがレンダリングされ、牛に飼料として与えられる可能性については、プリオン専門調査会において調査審議を行い、そうした審議も踏まえ、飼料規制の経緯・内容、その遵守状況に関するによるリスク低減効果について検討を行いました。その結果、審議結果案においては、米国・カナダにおけるBSEの暴露・増幅リスクについては、飼料規制によるBSE増幅の抑制効果があると考えられるが、SRMを利用していること、飼料の交差汚染防止が完全でない点を考慮すると、米国・カナダにおける暴露リスクは日本より高いと考えられると記載しました。なお、食の安全ダイヤルを通じてお寄せ頂きましたシカに関する情報については、プリオン専門調査会専門委員に配布されております。</p>
70	<p>今回の評価の終盤になって追加されたミンク脳症とCWDは大変重要な意味を持っていると考えます。答申案ではこれらの事項について専ら牛に対する侵入リスクを評価しておられますが、ミンク脳症についてはむしろ牛からの感染が疑われるものであり、米国各地でのCJD集団発生の疑いとともに、米国型BSEの疑いを評価する材料として扱うべきと考えます。米国型BSEが存在する場合、侵入リスクの評価もサーベイランスの結果も全く意味を失い、非常に大きなリスクが存在する可能性を否定できないと考えます。また国内対策の大幅な見直しも必要になると考えられるので、評価をお願い致します。</p>	<p>ミンク脳症(TME)及びシカの慢性消耗病(CWD)に関しては、プリオン専門調査会で議論を行い、今回の審議結果案にそれぞれ記載されています。その中で、TMEについて、御指摘にあるように米国でダウン牛が餌としてミンクに与えられていたこと、また、仮に米国にTMEの原因となるような牛が存在していたとしても疫学的データから非常に少なかったと考えられ、1997年にミンク由来たんぱく質の牛への給与が禁止されたことから、TMEは牛や他の反すう動物にはほとんどリスクを与えないと考えられると記載されています。</p>
71	<p>CWDの評価を早急に行なってください 調査会でも議論されている通り、CWDは野生動物である鹿類に広く蔓延している特異なTSEであり、米国政府も重視して対策に当たっていると聞いております。野外の自然環境において水平感染をしており、拡大をしていることから、BSEなどよりも感染性が高いおそれもあり、北米産の農畜産物の安全性が懸念されるところです。また日本への侵入のおそれがないか、調査が必要と考えます。</p> <p>牛肉に関する答申とは別に、早急にCWDに関する情報の収集に努めて評価を行ない、安全の確保、侵入防止対策について、必要な勧告を行なってください。</p>	<p>シカの慢性消耗病(CWD)に関しては、プリオン専門調査会で議論を行い、今回の審議結果案に記載されています。その中で、CWDが米国・カナダのBSE汚染に寄与している証拠は得られていないが、CWDがBSEの原因となりうるかどうかなどについて結論づける段階には至っていないと記載されています。こうした議論の結果を踏まえ、今回の審議結果案を取りまとめたところです。なお、今後ともCWDを含め、BSEに関する情報収集に努め、新たな科学的知見が得られた場合には必要な検討を行うこととしております。</p>
72	<p>BSEの暴露・増幅リスクシナリオ(モデル)について 審議結果(案)では、飼料規制の不備による交差汚染や肉骨粉生成過程(レンダリング)等に由来する牛への異常プリオン汚染の拡大について、「暴露・増幅リスク」として評価しています。その中で、「暴露・増幅リスクシナリオ(モデル)」の内容に関しては、一般的な増幅リスクについて述べられたものか、米国・カナダの増幅リスクについて述べられたものかどうか不明であり、この点についての説明を要望いたします。</p> <p>なお、このシナリオが米国・カナダについての説明であれば、欧州食品安全庁(EFSA)が実施した評価において、米国では常圧でレンダリング処理を実施しているとの記述があり、レンダリングにおけるBSE感染量の変動については、EFSAの評価内容をデータとして考慮する必要があると考えます。</p>	<p>ご指摘の審議結果案の記述に関しては、BSEの暴露・増幅に関する一般的なリスクシナリオ(モデル)として記述したものであり、米国・カナダに限定した記述ではありません。</p>

73	<p>米国ではプリオンを大量に含む特定危険部位SRMも肉骨粉やイエローグリース製造の原料とされている。肉骨粉は、鶏や豚など牛・反芻動物以外の家畜やペットフードに使用が許されており、製造や給餌の際の交差汚染によるBSE汚染を答申案は指摘している。</p> <p>レンダリングで同時に製造される牛脂イエローグリースは、牛にも与えられています。その上、給餌量の規制も不純物、つまり肉骨粉の規制もありません。日本でのBSE解明の際には、この牛脂も取り上げているのに、今回の審議では、とりあげていない。その理由が明らかにされていない。</p>	<p>米国において、御指摘のありました、牛のSRM由来の肉骨粉や動物性油脂が生産されていること、動物性油脂や牛の血漿たん白質を材料とした飼料が牛に与えられる可能性があることについては、プリオン専門調査会において調査審議を行いました。</p> <p>そうした審議も踏まえ、飼料規制の経緯・内容、その遵守状況に関するリスク低減効果について検討を行い、審議結果案においては、米国・カナダにおけるBSEの暴露・増幅リスクについては、飼料規制によるBSE増幅の抑制効果があると考えられるが、SRMを利用していること、飼料の交差汚染防止が完全でない点を考慮すると、米国・カナダにおける暴露リスクは日本より高いと考えられると記載しました。</p>
74	<p>暴露・増幅リスクを再評価してください</p> <p>「BSEの暴露・増幅リスクシナリオ(モデル)」においてレンダリング過程で感染価が1/100に減少すると評価していますが、EFSAはGBR評価で米国のレンダリングでは常圧で処理されているので感染価減少は少ないとしており、答申案は増幅リスクを著しく過小評価しているおそれがあると考えられます。暴露・増幅リスクの評価にあたっては、EFSAのGBR評価をレビューした上で行なうべきだと考えます。</p> <p>2004年2月に発表された国際専門家調査団報告に関しては、調査団団長のKihm博士を招聘して説明は受けているものの、報告をレビューすべきと考えます。調査団報告で勧告された飼料規制が実施されていないことなど、受け入れ状況の評価すべきと考えます。</p> <p>答申案では、米国・カナダの現在の飼料規制の下では一定の割合で交差汚染が起こる可能性が残るとしていますが、米国が発表している牛SRMの飼料利用禁止は、日本や欧州で行なわれている飼料規制と比較して非常に緩い規制です。その上、対象となるSRMは脳・脊髄のみで脊柱等が入っていないことは大きな問題と考えますので、評価を要望します。</p> <p>以上の点などを考慮に入れれば、暴露・増幅リスクは答申案で述べられているよりも高いように考えられますので、再評価を要望します。</p>	<p>ご指摘の審議結果案の記述に関しては、BSEの暴露・増幅に関する一般的なリスクシナリオ(モデル)として記述したものであり、米国・カナダに限定した記述ではありません。</p> <p>今回のリスク評価においても、米国・カナダの飼料規制に関しては、規制及び遵守状況に関する情報に基づき議論を行い、御指摘のように日本や欧州の飼料規制に比べ不十分な点として、米国・カナダではSRMを利用していること、飼料の交差汚染防止が完全でないことなどについて審議結果案に記載したところです。また、御指摘のあったKihm博士を団長とする国際調査団の報告(2004年1月)及びそれを受けて飼料規制が強化されてはいることについても審議結果案に記載しています。</p> <p>以上のような米国・カナダの飼料規制における問題点を踏まえ、暴露・増幅リスクについて審議結果を取りまとめたところです。</p>
75	<p>1mgの脳でも牛を経口感染させ、50mgの脳でもサルを経口感染させるBSEという病気は、飼料規制など病原体管理を徹底しなければ、病原体が牛の体内でますます増産され、分解が難しいために環境の汚染を増加させる。つまり、発生国の米国から、飼料や肥料などに含まれ、輸出により世界に拡散し、第三国ルートでわが国に到達する可能性がある。病原体のルートとして、汚染飼料で生産された食品や、飼料、肥料、医薬品などとしてわが国に到達するほか、海外旅行など人の移動を通してわが国民を感染させることが考えられる。それらもまた、米国牛からの曝露リスクとなるが、なぜ食品安全委員会ではそれら曝露リスクについて答申案で触れないのか？答申案に含めるべきである。</p>	<p>今回の審議結果案は、厚生労働省及び農林水産省(リスク管理機関)から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について」の諮問を受けて、調査審議を行った結果を取りまとめたものです。従って、御指摘の点については、審議結果案には記載していません。なお、御指摘に関連しますが、審議結果案の結論への付帯事項には、米国・カナダでのBSEの増幅を止めるためには、交差汚染の可能性のある牛以外の動物の飼料へのSRMの利用を禁止する必要があることを記載しているところです。</p>

76	<p>サーベイランス検査における検査方法の検証について 審議結果(案)では、米国におけるBSEサーベイランス検査について、検査対象や検査技術についての検証内容が記載されており、日本でもBSEの確認検査の一つとして用いられている「ウエスタンプロット法」については、「米国に導入されるウエスタンプロット法の詳細な検査方法についての文章は今まで当調査会には公式に提示されていない」と記載されています。BSEの確認検査に関する検査精度を検証することは、米国におけるサーベイランス検査の信頼性を検証する上でも重要な要素でもあるため、検査方法についての検証を実施することを要望いたします。</p>	<p>食品安全委員会プリオン専門調査会は、リスク管理機関に対して、「米国のラボで使用しているWB法の詳細な検査プロトコル又は検査マニュアル」について資料の提出を依頼し、諮問に添付された参考資料に加えて、補足資料が提出されました。そうした資料に基づき、米国・カナダにおけるBSE検査の検査対象及び検査技術に関する各項目について分析・検証を行い、米国・カナダのBSE検査は、限られた牛を対象としたデータであり、また、検査技術等の問題からBSE検査陽性牛が見逃された可能性があるとの記述があります。そうした点を十分に踏まえた上で、サーベイランスデータに基づいて米国・カナダのBSE汚染頭数を算出した結果が審議結果案に記述されています。</p>
77	<p>米国・カナダにおけるBSE感染状況が極めて不透明である。潜伏期間があるにもかかわらず、米国・カナダでは全く無視されている。両国ではいわゆる「へたり牛」、高齢牛のみの検査しかない。この状況でのBSE感染牛の数値は現実の感染数を大きく下回ると考える。この欠陥を克服するためには健全牛を含めた大規模サーベイランスが必須である。審議結果案にあるような今後の課題では不適切であり、審査を行う前に行われるべきである。</p> <p>米国では生産者が長い期間、BSEの検出方法としてより鋭敏なウエスタンプロット法を拒否し続けてきた。これまで米国でのBSE感染牛の発見はごく少数しかないが、隠蔽されたものが相当数あるのではないかと疑うべきである。大規模経営できめ細かな管理が難しい米国において、この程度しか発見数がないというのは不自然に感じる。コストも確かにかかるのであるが、大規模サーベイランスを拒否するのはこうしたものが表に出ないようにいうことではないのか。</p>	<p>食品安全委員会プリオン専門調査会では、米国・カナダのBSE汚染状況に関して、侵入リスクと暴露・増幅リスクから総合的に評価する方法に加えて、米国・カナダ及び日本で行われたBSEサーベイランス及びスクリーニングのデータに基づいた、BSE検査の対象や検査技術の検証及び比較を行うことにより推定を行いました。調査審議の過程で問題とされた、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡充や継続の必要性を審議結果案の結論への付帯事項に記載したところです。詳しくは、審議結果案をご参照下さい。なお、寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えします。</p>
78	<p>今年4月に「北米三国(カナダ・メキシコ・アメリカ)の統一BSE対策」が発表されたが、その中で、「歩行困難牛等」について、次のように定められている。 「老齢の牛で、明らかな理由で障害を持っている牛-たとえば、「と畜場」への輸送の途中で傷ついたような場合には、獣医は、BSEの症状とは一致しないものとの決定を下すことが出来る。」 つまり、獣医の裁量によって、「BSEの症状とは一致しないものとの決定を下すことが出来る。」ことは、大きな抜け穴を作る可能性がある。 この辺の検証はされたのか。</p>	<p>と畜前検査において獣医師の裁量により高リスク牛を見逃すのではないかと懸念については、米国の現在の規制では、歩行困難牛はその原因によらず、高リスク牛として全て食用から排除されることになっております。なお、御指摘のありました今年4月の発表(その後、米国では規制の改定は未実施)は、歩行困難牛であっても、その原因が輸送途中の転倒や脱臼など、BSEとは関係ないことが明らかな場合に限り食用として処理することを認めるもので、獣医師の裁量により判断が左右されるとは考えにくいものです。</p>

79	<p>農業情報研究所の指摘によると、食品安全委員会とプリオン専門調査会は米国のまったく頼りにならない検査結果に基づいて、年間感染頭数はわが国では1 - 2頭、米国では32頭とする。しかし、これでは米国の汚染度は日本の15 - 32倍になってしまい、上記の議論と矛盾をきたす。そこで、「限られたデータであり、陽性頭数が少ないために、米国の頭数が大きく評価される危険性があるとして米国の感染頭数を割り、日本の5 - 6倍と考えられるとする。15 - 32倍を5 - 6倍にする根拠はまったく示されていない。この根拠について食品安全委員会の回答を求めたい。</p>	<p>米国と日本の生体牛のBSE汚染規模について、BSE検査データに基づく検証を行った結果、以下のとおり審議結果案に記載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間のBSE感染牛は、 成牛で、米国(4頭)、日本(5頭)、 若齢牛で、米国(32頭)、日本(1~2頭) よって合計では、米国(36頭)、日本(6~7頭) ・従って、米国は日本の5~6倍となります。 <p>なお、御指摘の「限られたデータであり、陽性頭数が少ないためにその影響は大きく評価される危険性がある」との記載は、サーベイランスデータの外挿による汚染規模の推定を行ったことについての留意すべき点として記載したものであり、恣意的に汚染規模を割引くためではございません。御指摘のあった審議結果案の記載にわかりにくい面があることから、今後とも食品安全委員会ホームページや季刊誌等を通じてわかりやすい情報提供に努め、国民の皆様方のご理解を深めて頂けるよう努力してまいります。</p>
80	<p>抜き取り検査は米国にもわが国にもありますから、これにしたがって危険率を算定して議論して欲しいものです。日本規格協会の出版に規格があります。規格に定義されていないところも危険率を理論的に算出できるはずです。</p>	<p>食品安全委員会プリオン専門調査会では、米国・カナダのBSE汚染状況に関して、侵入リスクと暴露・増幅リスクから総合的に評価する方法に加えて、米国・カナダ及び日本で行われたBSEサーベイランス及びスクリーニングのデータに基づいた、BSE検査の対象や検査技術の検証及び比較を行うことによりBSE汚染状況の推定を行い、今般の審議結果案をとりまとめました。</p>
81	<p>実態が不明なのに米国の97年飼料規制による効果で規制前に生まれた牛群で最大となったBSE曝露・感染・汚染が3年で半減するというモデルで評価している。そして答申案は「現時点で20ヶ月齢以下と考えられる2004年以後の生まれの牛の汚染は米国、カナダの方が日本より数倍(1.5倍)高いと予想される。」としている。それでは、2007年生まれでは、米国、カナダの方は汚染が半減するのだから、0.75倍になり日本の汚染の方が高くなる。一定の割合で交差汚染が起こる可能性は否定できない米国、カナダより、交差汚染の可能性がほとんど考えられない日本の方が汚染が高くなるという、実に珍妙な評価を下している。</p>	<p>米国において、御指摘のありました、牛のSRM由来の肉骨粉や動物性油脂が生産されていること、動物性油脂や牛の血漿たん白質を材料とした飼料が牛に与えられる可能性があることについては、プリオン専門調査会において調査審議を行いました。</p> <p>そうした審議も踏まえ、飼料規制の経緯・内容、その遵守状況に関する情報に基づきリスク低減効果について検討を行い、審議結果案においては、米国・カナダにおけるBSEの暴露・増幅リスクについては、飼料規制によるBSE増幅の抑制効果があると考えられるが、SRMを利用していること、飼料の交差汚染防止が完全でない点を考慮すると、米国・カナダにおける暴露リスクは日本より高いと考えられると記載しました。</p>
82	<p>月齢によるリスクの違いを評価した方がよいと考えます</p> <p>米国における肉牛の出荷月齢が低いことはリスクの大小を左右する事項と考えられますが、答申案では月齢によるリスクの評価が明確にされていません。月齢のリスク評価は、感染後の牛の体内でのプリオンの動態に関する知見が必要で、限界はあると考えられますが、可能な範囲で評価した方がよいと考えます。なお、米国型BSEが存在する場合はプリオンの体内動態も違う可能性があるので評価が必要と考えます。</p>	<p>今回の米国・カナダ産の牛肉等のリスク評価は、米国・カナダの国内規制及び輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)により管理された米国・カナダ産の牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクの同等性について評価を行ったものです。BSEプリオンの牛体内分布については、御指摘のようにリスクに影響することから、昨年9月公表した「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(中間とりまとめ)」や今年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」においても審議・記載されており、今回のリスク評価においても審議を行い、審議結果案にも記載しております。</p>

83	<p>安全性に関しては、舌扁桃(lingual tonsil)と、口蓋扁桃(palatine tonsil)については、まったく、異なる対応が必要である。</p> <p>舌扁桃(lingual tonsil)から舌の食べられる部分を切り離す場合は、有郭乳頭(vallate papilla)のちょうど後ろにあるところを、横にカットすることで、果たすことができるのだが、その場合、リンパ液の詰まった小胞をつぶす事になるので、舌扁桃のカットの仕方によっては、舌自体も、危険部位になるうる恐れがある。</p> <p>この危険性についての検証はされたのか。</p>	<p>舌扁桃や口蓋扁桃を含む扁桃組織の取扱については、リスク管理機関を通じて米国政府及びカナダ政府から提出された、舌扁桃及び口蓋扁桃を適切に除去する方法を写真を用いて示した通達やSSOP等に基づき審議を行いました。そうした審議を踏まえ、今回の審議結果を取りまとめたところです。詳しくは、第29回プリオン専門調査会(平成17年8月14日開催)資料を御参照下さい。 (http://www.fsc.go.jp/senmon/prion/p-dai29/index.html)</p>
84	<p>と畜場でのリスク低減をできるだけ詳細に評価し、確実な検証を行なってください。米国ではと畜場での検査は行なわれませんが、暴露・増幅リスクの高さと合わせて考慮しても、総合的なリスクが日本と大差ないとするためには、それを補いうる安全対策が米国でなされている必要があると考えます。米国のと畜場でのリスク低減の程度について、科学的なデータに基づいた評価を要望します。</p> <p>SRM除去については、SRMの範囲だけでなく、各々のSRMがどのように除去されるか、具体的な作業手順を明らかにして部位別に評価すべきと考えます。</p> <p>リスク管理機関は米国の施設への立ち入り検査を予定しているようですが、輸入される食肉でグリア細胞繊維性酸性蛋白(GFAP)の有無をモニタリングする等、水際での検証措置もリスク管理機関に要請してください。</p>	<p>今回の米国・カナダ産の牛肉等のリスク評価の対象となる、日本に輸出される米国・カナダ産牛肉等は、米国・カナダの国内規制に加えて上乗せ規制として設けられた輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)により管理されることとなります。それら米国・カナダ産の牛肉等と日本産牛肉等(全年齢の牛)のリスクの同等性について、米国・カナダ及び日本の各BSE対策に関して分析・検証を行った結果、今回の審議結果案を取りまとめたところです。</p> <p>SRM除去に関しては、米国・カナダにおける規制、食肉処理施設でのSRM除去のマニュアル例のほか、実態について専門委員から写真を用いた具体的な方法等について説明がありました。そうした議論を踏まえ、今回の審議結果案を取りまとめたところです。</p> <p>リスク管理機関が実施する立入検査の具体的な方法については、リスク管理機関が判断すべき事柄であり、今回の審議結果案では記述しておりませんが、結論に記載されているように、リスク管理機関は輸出プログラムが遵守されていることを確認する責任があり、プリオン専門調査会はリスク管理機関から輸出プログラムの実効性及びその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があると考えており、今後、報告を踏まえた必要な議論を行うことになると考えております。</p> <p>寄せられた御意見については管理機関にお伝えいたします。</p>
85	<p>答申案では、OIE 規約との関連で米国、カナダのBSEのステータスが不確定なのに、牛タンなど内臓肉も扱っている。これは不適切である。</p> <p>両国とも自国産の牛からBSEが検出・摘発されているのでOIE 規約上のBSEステータス(ランク)はControlled BSE Risk(リスク管理国)、またはUndetermined BSE Risk(リスク不明国)になる。この二つのステータスでは、内臓肉などの取り扱い規約・基準が全く異なる。両国がリスク不明国なら、今回の諮問案では明らかにOIE規約を下回る検査措置となる。</p> <p>国民の誰一人として国際基準のOIE 規約を下回るような検査措置での牛肉貿易は望んでいない。内臓肉等は両国のBSEステータスをきちんと議論した後に扱うべきである。少なくとも内臓肉などは、今回の答申から除くべきである。</p>	<p>OIE 規約のBSEステータスは今年5月に改正されましたが、米国・カナダのステータスについてはOIEにより評価されていません。従って、今回のリスク評価では、OIEや欧州科学委員会の考え方に基づき、米国・カナダにおける生体牛のBSE感染リスクについて評価を行いました。</p> <p>また、内臓肉に関しては、小腸のプリオンの蓄積性やSRM汚染のリスク、舌の扁桃組織の付着や汚染によるリスクについて調査審議を行い、今回の審議結果案を取りまとめた。今後、リスク評価結果を踏まえ、リスク管理機関が米国・カナダ産牛肉及び内臓の輸入再開の可否を判断することとなります。寄せられた御意見のうちではリスク管理機関にお伝えいたします。</p>

86	<p>今年の8月22日、米政府がBSE予防のため輸入を禁止している生後31か月のカナダ産牛1頭が、カナダの家畜検査官が誤って認可し米国に流入していたことが分かった。カナダから輸入された月齢30ヶ月以上の牛は、と畜後、8月4日に、ウィスコンシンのミートパッキング工場で処理され、同じ頃、処理工場であるGreen Bay Dressed Beefが自主回収(voluntarily recall)をし、強制回収(order recall)を開始したが、それから二週間後の8月19日になってからであった。このリコール対象の中に、SRMである脊柱が入っていた。R-CALFは、USDAが今回犯した過ちを4つあげている。第一は、月齢確定の誤り、第二は、アメリカのパッキング工場で、月齢30ヶ月以上の牛がと畜されたということ、第三は、SRMである脊柱の除去がされていなかったこと、第四は、事態の説明に、USDAは、透明性を欠いていたこと、である。この辺の検証はされたのか。</p>	<p>御指摘の事例に関しては、リス管理機関に対し、関連資料の提出を要請し、今年9月12日に開催された第30回プリオン専門調査会において、リス管理機関を通じて米国政府及びカナダ政府から提出された、事例の概要、原因、講じられた是正措置、当該牛のSRMの回収等の関連資料をもとに審議を行いました。詳しくは調査会資料、議事録を御参照下さい。</p>
87	<p>SRMの除去に箇所で「せき髄や脳、眼球、せき柱などは30ヶ月齢以上の牛についてのみSRMと規定されている」とあるが、実態は、日本向けに輸出を行う若齢牛中心のパッカーの施設では、僅か2%内外の発生率である30ヶ月齢以上の牛のために全月齢の牛のSRM除去をしている。こういった事実は記述されるべきと考える。</p>	<p>今回のリスク評価では、審議結果案に記載されているように、情報が入手できるものについては出来るだけ実効性の比較を行うように努めました。米国・カナダのパッカーでの実態に関して、プリオン専門委員から具体的な報告があり、その中で御指摘のように、日本向け輸出を行う大手パッカーでは全頭からSRM除去を実施しているとの情報もありましたが、全ての大手パッカーが同様に実施しているかどうかは不明であったため、より安全性を考慮するとの観点から審議結果案には特に記載しなかったところです。</p>
88	<p>米国産牛肉よりも我国の牛肉の方が不安です。SRM除去は確実に実施されていますか？実施されているとすると誰が(監督機関)それをチェックし、担保しているのですか？また、我国の屠場はまだ米国に比べて非衛生的な所が多々あります。ピッシングが依然として行われている我国では屠場内における交差汚染の方が心配である。飼料工場内での交差汚染は畜種別に製造ラインを完全分離されているのでその危険は皆無になったと思います。科学的知見に立つと米国の牛肉の方がより「安全」ではないでしょうか！国産牛肉は「安心」ではありますが、我国の「屠場の現状」から鑑みて「不安」が常につきまといます。</p>	
89	<p>国内におけるピッシング処理についても改善する必要があると考える。今後のリスク管理業務に期待している。</p>	<p>日本のBSE対策については、今年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」において分析・検証を行いました。このリスク結果を踏まえ、リス管理機関ではSRM除去や飼料規制等の実施状況の検証や、ピッシングの中止に向けた取組を行っているところであると認識しています。また、今回の審議結果案においても、御指摘のありました、SRM除去のチェック体制、ピッシングの実施状況、飼料工場内の交差汚染の可能性についても、米国・カナダ及び日本の規制やその遵守状況について比較検討を行い、日本ではピッシングを実施していること、また、と畜場におけるリスク低減措置においてHACCPによる管理が義務付けられていないことなど審議結果案に記載しており、今後、リス管理機関によるさらなる取組の推進が図られるものと理解しております。なお、寄せられた御意見についてはリス管理機関にお伝えいたします。</p>
90	<p>マスコミや不支持者の方には「米国の輸出プログラムの運用や法令順守がきちんとされるかどうか問題だ」という話が盛んだが、振り返ってみれば日本のプログラムは現状どうなっているのだろうか。当然のことながら同様の法令遵守がなされるかどうか、きちんと確認をしているということに関してきちんとチェックしているものをあまり見た事がない。</p> <p>米国だから法令順守が疑問、日本だから安心というのは日本人にありがちな思い込みから始まっているのではないかと？米国のと畜場のシステムや衛生管理は流れ作業だから危険だ、という話がある一方で、日本のと畜場は小規模な施設も多いため、手作業工程が多くなり、ゆえにピッシングを続けざるを得ないという話もあるという、流れ作業だから危険、手作業だから安全という思い込みも本当に正しいのか、疑問が残る。</p> <p>日本のと畜に関するプログラム、コンプライアンスについても情報公開はできないか？また、と畜場の近代化やBSE研究の費用など実効性の高い策に国として投資するプランを早期に実施すべきである。</p>	

91	<p>部位に加工する際の異物混入や細菌感染の防止としての米国の技術の方がメリットがあり、日本ももっと積極的に米国のHACCPを導入するなど日本国内の加工業者の技術向上を望んでいます。それが安全な食を提供することに繋がると考えています。</p>	<p>今回の審議結果案においては、日本ではピッシングを実施していること、また、と畜場におけるリスク低減措置においてHACCPによる管理が義務付けられていないことなど記載しているところです。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。</p>
92	<p>「管理措置の遵守が十分でない場合」の考え方について 審議結果(案)では、「管理措置の遵守が十分でない場合には一旦輸入を停止する事も必要」との主旨が「結論への付帯事項」として示されています。リスク評価機関として「管理措置の遵守が十分でない場合」の具体的な内容について、明らかにする必要があります。</p>	<p>管理措置の遵守が十分でない場合の具体的な内容として審議結果案では、例えば、出生月齢の証明が出来ない場合、SRM除去が不十分な場合、処理・分別過程において牛肉等が20ヶ月齢以上のものと混合される場合が例示として記載されています。</p>
93	<p>近頃まれに見る科学的な意見を出されたと思います。但し、牛肉の食習慣について、イギリス、米国、日本、さらにはフランス、独逸などとの違いを、検討されたら良かったのではないかと思います。</p>	<p>今回のリスク評価では、より安全性を考慮した観点から検討を行ったところであり、御指摘のように食習慣の相違について検討は行いませんでした。なお、食習慣により牛の使用部位や量も相違がありますが、今回のリスク評価においても例えば、内臓ではどの部位の使用が多いかなどの検討は行っております。</p>
94	<p>食肉等のリスクの比較において、日本では全頭検査が行われていることにより食肉の安全性が担保されている事実、米国の牛については20ヶ月齢以下の牛といえども、日本の牛とはBSE規制の経緯や現状が異なり、BSE規制スクリーニングが行われていない以上安全性が担保されていないという問題点を指摘する必要がある。 つまり、様々なBSE対策で汚染の可能性が抽象的にも少ない上に、さらには事実上の全頭検査によりBSEプリオンによる汚染の可能性が限りなくゼロに近い日本国内由来の食肉と、BSE対策が不十分でありかつBSEスクリーニングもないが、20ヶ月齢以下であるから抽象的に危険性が低いと考えられる米国・カナダの輸出プログラムによる食肉とでは、明らかに安全性に質的な違いがあり、これらの差異が小さいなどと評価することは明らかな誤りである。</p>	<p>今回のリスク評価では、御指摘のとおり、米国・カナダと日本ではBSE対策の経緯や現状が異なるとの前提で、日本向け輸出プログラムだけでなく、その背景リスクである米国・カナダにおける生体牛のBSEリスクに係る対策についても項目毎に分析・検証を行い、その結果、リスク評価の上で考慮すべき事柄については審議結果案に記載しました。 こうした項目毎の分析・検証結果をもとに、米国・カナダ産牛肉等(20ヶ月齢以下)と日本産牛肉等(全月齢)のリスクの同等性について総合的に評価を行い、今回の審議結果案を取りまとめました。</p>
95	<p>現在の米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国・カナダから輸入される牛肉及び牛の内臓(以下「牛肉等」という)を食品として摂取する場合についての諮問は人間が直接食品として摂取する場合のリスク評価しかしておらず、食品として以外の輸入についての評価が抜け落ちている。この食品として以外の評価を行わない場合、牛の飼料やその他の動物の飼料として輸入・給餌されることにより、それら給餌された動物がBSEと同じような病気の元になる可能性を無視することとなり、人間に対するリスクを過小評価することになる。</p>	<p>今回の審議結果案は、厚生労働省及び農林水産省(リスク管理機関)から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について」の諮問を受けて、調査審議を行った結果を取りまとめたものであり、牛肉及び牛の内臓以外の輸入される飼料については検討の対象としていません。なお、輸入飼料による日本でのBSEリスクについては、今年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」において検討が行われていますのでご参照下さい。</p>

96	<p>現在の技術で20ヶ月以下の牛についてBSEが発見出来ない事は分かる。だから、それについてはそのまま輸入したところで、全頭検査するのとリスクに違いがないというも理解出来る。</p> <p>ただし、それはあくまで「現在の技術」においての話であり、将来的な技術の発達によっては、20ヶ月というのは必ずしも妥当な線引きとは言えなくなる。それを今回の答申から、20ヶ月という線引きで「制度化」が行われてしまった場合、その後の技術と制度の間に隔離が起こってくる可能性がある。日本において、一度でも制度として作られてしまった場合、見直す事が非常に困難だと思われる。</p> <p>これらの事を踏まえた上で、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1年ごとに、危険部位の除去だけで輸入出来る月齢を見直す。 2. 上記月齢以上に関しては、全頭検査を義務づける。 3. 加工食品に対する原産国の表示の義務化のような事を加えてもらいたい。 	<p>本年5月に答申した「我が国における海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」においても記載されているように、リスク評価の基本となる科学的知見に関して、今後、新しいデータ技術革新等が得られた場合には、評価の見直しを行う必要があると考えます。今後、リスク評価結果を踏まえて、リスク管理機関が米国・カナダ産牛肉等に係る施策を行うこととなります。</p> <p>御指摘のありました表示に関しては、リスク管理機関が判断すべき事項であり、寄せられた御意見はリスク管理機関にお伝えいたします。</p>
97	<p>議論の比重が、日米のリスク評価の差に偏っており、プリオン感染牛が発見された場合に、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)発症の確率がどの程度かという、リスクの「絶対値」評価の議論(あるいはその広報)が不十分であると考えます。このため、国民に無用な誤解を生み、パブリックアクセプタンスを難しくしていると思います。</p>	<p>今回の米国・カナダ産の牛肉等のリスク評価について、vCJDリスクの評価が不十分との御指摘ですが、既にvCJD患者発生数の予測等については、昨年9月に公表した「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(中間とりまとめ)」の中で記載されているところであり、今回のリスク評価においては、米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理される牛肉等と日本産牛肉等のリスクレベルの同等性について検討を行うことで十分と考えております。なお、御指摘のようにわかりにくい部分があることから、今後とも食品安全委員会ホームページや季刊誌等を通じてわかりやすい情報提供に努め、国民の皆様方のご理解を深めて頂けるよう努力してまいります。</p>
98	<p>日本人の大半がコドン129がMM型の遺伝子を持っている関係からもリスクの差は小さくないと考えた方が自然である。</p>	<p>今回の米国・カナダ産の牛肉等のリスク評価は、米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された牛肉等と日本産牛肉等について、いずれも日本において人が食品として摂取する場合のBSEに関するリスク評価を行ったものであり、米国人と日本人のリスクの同等性の比較を行ったものではありません。</p> <p>なお、ご指摘の点については、平成16年9月に公表した「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(中間とりまとめ)」の中で記述されており、プリオン専門調査会はこの点を十分理解した上で特に記載する必要がないと判断し、今般の審議結果案を取りまとめたところです。</p>
99	<p>日本の場合は21ヶ月齢以上の牛は全頭検査しており、21ヶ月齢以上のBSE牛が消費者の口に入ることは無いので、日本のリスク評価の対象も米国とカナダと同じ20ヶ月齢以下の牛にすべきではないでしょうか。日本のリスク評価の対象を全月齢にしたのは、日本のリスクの値を上げて米国とカナダのリスク値に近づける為ではないのでしょうか。</p>	<p>米国・カナダの国内規制及び輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)により管理された米国・カナダ産の牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクの同等性について正確にリスク評価を行うためには、我が国でと畜場で処理されている全年齢の牛を対象とする必要があると考えており、決して米国・カナダのリスク値に近づけようと意図したものでありません。</p>
100	<p>報告書(案)の6. 結論への付帯事項の最終パラグラフ(P32の下から1~4行目)は、「もし、リスク管理機関が輸入再開に踏み切ったとしても、……、処理・分別過程において牛肉等が20ヶ月齢以上のものと混合されるなど、人へのリスクを否定することができない重大な事態となれば、一旦輸入を停止することも必要である。」とあるが、20ヶ月齢以上は21ヶ月齢以上の誤りではないか。</p>	<p>御指摘の点については、記述の誤りであり、訂正させていただきます。</p>

101	<p>諮問の主旨は「vCJDの感染リスクはどうか」であるのだから、定量的評価も必要ではなかったのかと思える。</p>	<p>審議結果案の「審議にあたっての基本方針」においても記載していますが、評価に当たっては、出来るだけ具体的な数量を用いて我が国と米国・カナダのデータを比較・分析するが、不明な点が多くなると予想されること、十分な資料が得られにくい点などを考慮すると定量的な評価は困難であると考えられることから、評価は定性的な評価を基本とし、悲観的なシナリオで検討を行ったところです。</p>
102	<p>評価は定性的評価を基本とし、悲観的なシナリオで検討を行ったとしているが、以下の詳述するように、個別の検討内容を見れば、不正確な資料に基づく定量的評価を試み、その中で決して悲観的でない、場合によれば最も楽観的なシナリオによる評価も含まれている。これらに矛盾のないよう、再度見直す必要がある。</p> <p>1. 侵入リスクにおいて、統一された統計値はなく、正確に把握出来たとは評価できない。</p> <p>2. 不確かな数値からBSE検査で見逃していた可能性を考慮していないこと、侵入リスクを幅のある数値で推定していること、英国以外からの侵入リスクを英国の100分の1と仮定する根拠が不明であることから、悲観的なシナリオとはいえない。</p>	<p>リスク評価に当たっては、審議結果案に記載されているように、出来るだけ具体的に数量を用い、不明な点が多くなると予想されること、十分な資料が得られにくい点などを考慮して定性的評価を基本とし、悲観的なシナリオで検討を行いました。</p> <p>1. 侵入リスクに利用した統計数値は統一されたものがなかったため、2つの統計数値を用いて侵入リスクの把握に努めました。</p> <p>2. BSE検査で見逃していた可能性については、「2.3 BSEサーベイランスによる検証」の中で検討し、記載しています。また、悲観的なシナリオで数値を表す際にも出来るだけ情報を添えて示すよう配慮しました。侵入リスクの考え方は、引用文献(24)の欧州科学委員会の報告書に基づいており、英国以外からの侵入リスクを英国の100分の1とする考え方もこの報告書にあり、欧州におけるこれまでのBSEに関する疫学的データに基づくものとされています。</p>
103	<p>コンプライアンスについて触れすぎている。貿易は2国間の責任においてなされるものである以上、リスク評価機関がその遵守について繰り返し述べるのは越権行為と思える。</p>	<p>今回のリスク管理機関からの諮問に対して、審議結果案の結論に記載されているように、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、この前提の確認はリスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ評価結果は異なったものになると記載するなど、リスク評価機関とリスク管理機関との責任について明確にしたものです。</p>
104	<p>今回評価が行なわれた米国・カナダ産の牛に関しては、情報のほとんどが相手国政府から提出されたものであり、その検証が日本の行政によって行なわれていません。評価を受ける側の資料を鵜呑みにした評価と受け取られないよう、リスク管理機関に対して、事前のデータの検証と保証を求めべきと考えます。</p>	<p>今回の米国・カナダ産の牛肉等のリスク評価においては、食品安全委員会プリオン専門調査会での審議及び専門委員からのご意見を踏まえ、リスク評価に必要なと考えられる関連資料をリスク管理機関を通じて米国・カナダ政府から提出されたものと認識しています。また、リスク管理機関からの提出資料のみならず、米国やカナダの状況を視察した専門委員からの実状報告等、米国・カナダにおける最新の関連情報の収集に努めました。それらの資料に基づき、プリオン専門調査会において、中立公正な立場から科学的な議論を尽くしたものと考えております。</p>
105	<p>昨年、EU食料安全庁は「地理的BSEリスク」を公表し、「米のBSE感染の可能性が高い、未だに確認していない状況であり、感染の確率は高まり続けている。」と指摘しました。「地理的BSEリスク」作製にあたり、作業グループが米国牛について調査を実施したと聞いています。その懸念どおり今年6月米国で、感染牛が確認されました。</p> <p>この審査結果(案)であれば日・米牛のリスクの同等性評価はできません。管理機関からのデータ提供に頼るのではなく、どうして自らデータを集め、確認する努力をされなかったのですか？</p>	<p>今回の米国・カナダ産の牛肉等のリスク評価においては、食品安全委員会プリオン専門調査会での審議及び専門委員からのご意見を踏まえ、リスク評価に必要なと考えられる関連資料をリスク管理機関を通じて米国・カナダ政府から提出されたものと認識しています。また、リスク管理機関からの提出資料のみならず、米国やカナダの状況を視察した専門委員からの実状報告等、米国・カナダにおける最新の関連情報の収集に努めました。それらの資料に基づき、プリオン専門調査会において、中立公正な立場から科学的な議論を尽くしたものと考えております。</p>

106	<p>米国におけるCJD集団発生有無を検証してください</p> <p>米国においては数ヶ所でCJDの集団発生が伝えられています。米国政府は症状がvCJDと異なることなどを理由にCJDが偶然重なったものと説明していますが、米国型BSEが感染した場合は症状がvCJDと異なる方が自然であり、米国型BSEの存在を考慮に入れた集団発生の検証が必要と考えます。</p> <p>米国からは過去、生牛や肉骨粉などが輸入され、米国型BSEが存在する場合は、日本への侵入も考えられます。その場合は、SRMや検査方法などの国内管理措置を見直す必要が生ずる可能性があると考えます。またCJDサーベイランスも見直す必要が出ると考えられます。英国型BSEに関するリスクはこの間の対策によって相当程度低められてきたと考えられますが、もし米国型BSEが存在する場合は現行の対策で十分と言い切れず、依然として大きなリスクに暴露されている可能性があると考えられますので、ご検討をお願いいたします。</p>	<p>食品安全委員会プリオン専門調査会において、報道のあった米国ニュージャージー州におけるクロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)患者の集団発生を疑う事例について検討が行われ、米国疾病病体策予防センター(CDC)とニュージャージー州政府の共同調査の結果、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)の症状は見られなかったと報告されていることを承知しています。また、アイダホ州におけるCJD患者の集団発生を疑う事例については、CDCと同州政府が調査を行っているところと承知しています。</p> <p>また、現在までにご指摘のような米国型BSEの存在を疑わせる知見は得られておりません。</p> <p>今後新たな科学的知見が得られた場合には、必要なりリスク評価の見直しを行うこととしております。</p>
107	<p>飼料検査の評価がぬけています。報道によると、米国では飼料の検査が行われているようです。評価内容はわからないのですが、プリオンを見つけた検査が行われているのであれば、屋内飼育の家畜のリスクを大きく下げることができます。ぜひ、そのような飼料検査によるガードを取り入れるように答申して下さい。</p>	<p>米国・カナダの飼料規制に関して、御指摘のようなBSEプリオンを直接検出する検査は行われていませんが、リスク管理機関を通じて米国・カナダ政府より提出された規制に関する資料やその遵守状況に関する調査報告、専門委員からの報告等に基づき、飼料規制の経緯・内容及びその遵守状況を含む飼料管理の実態について調査審議を行い、今回の審議結果案を取りまとめたところです。</p> <p>なお、結論の付帯事項において、米国及びカナダでのBSEの増幅を止めるためには、SRMの利用の禁止が必須であり、牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある旨記載しているところです。</p>
108	<p>非発生国のリスク評価を早急に行なってください</p> <p>今回は米国・カナダのリスク評価を厚生労働省・農林水産省の諮問で行なっていますが、過去英国や米国等から肉骨粉等を輸入しており、EFSAのGBR評価が行なわれていない国から、牛関連食品が輸入されていることは問題であると考えます。早急に、厚生労働省・農林水産省に諮問を請求するか、独自にリスク評価を行なって必要な勧告を行なってください。</p>	<p>御意見については承りましたが、今回の意見募集との対象ではないと考えます。</p> <p>なお、食品安全委員会企画専門調査会において、食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価(リスク評価)すべき案件の候補として、マスメディア等を通じて収集した情報や、国民から寄せられた要望・意見について、国民の健康への影響が大きいと考えられるもの、危害要因等の把握の必要性が高いもの、評価ニーズが特に高いと判断されるものの3つの観点から検討が行われ、メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係るリスク評価が候補として選定されました。今後、食品安全委員会に報告され、さらに検討が行われることになると承知しています。</p>
109	<p>食品安全委員会とプリオン専門調査会は、その科学的評価において、根拠の不明な数値による試算を行うより先に、現行で出来る科学的な検査、飼料中や食肉中の牛蛋白や中枢神経組織を科学的に検出できるキットを用いての実態調査結果を要求し、それを基に評価すべきと考えるが、何故行わないのか？</p> <p>科学評価をうたい文句にしながら、科学的調査を怠るのはなぜか？答申案を決議する前に今から実態検査の上、その結果を答申案に反映すべきである。</p>	<p>一般的に、リスク評価にあたっては関連する全ての情報が得られることが理想的ですが、現実的には質又は量が多少なりとも充分でない情報の中でリスク評価を行わざるを得ず、その場合には用いたデータの質・量が十分であったかどうかの情報を添えて評価結果を示すことが重要であると考えます。</p> <p>今回のリスク評価では、米国・カナダの規制、リスク管理機関を通じて米国・カナダ政府から提出された補足資料、専門委員からの補足説明等により出来るだけ具体的な数量の入手に努めましたが、十分なデータが得られなかったことも事実です。従って、今回のリスク評価は、情報が不明な側面もあった中で行ったものであることに留意する必要があります。これを審議結果案に明記したところです。なお、米国・カナダの規制の遵守状況についてキットを用いた検証を行うべきとの御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。</p>

110	<p>日本のBSE検査体制の見直しで、20ヶ月月齢で線引きされましたが、その根拠として、21ヶ月月齢の牛にBSEが感染が認められたとされています。同時に検出された異常プリオンの量が非常に少なかったとも言われています。このようなことから、動物実験がされたと聞いていますが、2年以上たった今日、その経過も、結果も発表されていません。重要な判定を下した根拠ですから、情報を開示する義務があるはずで、至急公表されるよう希望します。</p>	<p>我が国で確認された21,23ヶ月月齢のBSE感染牛は、ともにホルスタイン種(去勢牛)です。これらは迅速検査のエライザ試験と確認検査のWBの両方で陽性となり、牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議でBSE感染牛と判定されました。これらの牛の脳乳剤のマウスへの感染実験はBSEプリオンの増幅を目的として行われているものです。11月2日に開催された第118回食品安全委員会において、この21ヶ月月齢と23ヶ月月齢の感染牛を用いた感染実験の結果に関して質問がありました。実験は、現在も継続中と聞いていますが、結果が得られ次第、プリオン専門調査会において、その結果につき検討を行うこととしたいと考えております。</p>
111	<p>外国では、30ヶ月月齢以下の牛では、BSEの判定が困難とされているのに、なぜ、日本では21ヶ月月齢と23ヶ月月齢の感染牛が発見されたのか、その牛は和牛の雌・雄なのか、乳牛の雌・雄なのかどちらか知りませんが、どういふ方法で判定されたのか未だ発表されていないと思いますが、すでに発表されているのでしょうか。早く知りたいものです。</p>	
112	<p>豚のニパウイルスなどは注射の使いまわしにより蔓延した例が知られているが、家畜に投与される薬剤の成分や予防接種の針の使いまわしなどによって、BSEの感染拡大につながることはないのか？それらの検証は行わないのか。</p>	<p>御指摘のような動物用医薬品や注射針によるBSEの感染拡大につながるの知見は現在のところ得られていません。今後、新たな知見が得られればプリオン専門調査会において必要な検討を行いたいと考えております。</p>
113	<p>「リスク評価」においては、BSEの感染源と感染経路、およびBSE汚染度を知ることは重要である。我が国のBSE感染源と感染経路はいまだに解明されていないが、「リスク評価」の一環として調査報告を食品安全委員会に提出させ、そこで報告書の「科学的評価」を行うべきである。また、米国・カナダにBSE検査結果の公表を求め、BSE汚染度を明らかにするよう管理機関に要請すべきである。</p>	<p>平成15年9月、農林水産省がそれまでに日本で確認されたBSE陽性牛7例について原因究明を行った「BSE疫学検討チームによる疫学的分析結果報告書」が公表され、そのことについては、平成16年9月に食品安全委員会が公表した「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(中間とりまとめ)」に記載しています。その後、BSE陽性牛が確認されたことを踏まえ、農林水産省は原因究明に向けて、これらの牛に関する疫学調査をさらに進めているところであると承知しています。今後、調査結果については、プリオン専門調査会でも必要な検討を行うことになるものと考えております。</p>
114	<p>感染肉は熱処理後も生体に危険なのですか？</p>	<p>BSEプリオンの感染性は、通常の調理時の加熱では減少しないとされています。なお、今回の審議結果案では、BSE症状を呈した末期牛や高リスク牛から摘発されたBSE感染牛(94ヶ月月齢)では、特定危険部位からもBSEプリオンが検出されており、筋肉中のBSEプリオンの存在は否定できないが、これまでのところ、潜伏期にあるBSE感染牛の筋肉からはBSEプリオンが検出されたという科学的知見は得られていません。</p>
115	<p>・BSE病原体に関連する質問 アメリカの豚・鶏は肉骨粉を与えられていますが、牛と違いなぜBSEに感染しないのですか？感染する可能性は100%ないのですか。 ・肉骨粉を与えられている鶏が卵を産むとき、便と同じ所から出る卵の殻は危険性はないのですか？ ・肉骨粉を家畜に与えている人達への危険性はどのようなのでしょうか？</p>	<p>・現在のところ、自然界においては豚や鶏がBSEに感染するの知見はありません。100%感染しないのか、なぜ感染しないのかなど詳しいことはわかっておりません。 ・鶏卵の殻にプリオンが付着する可能性は完全には否定できないと考えられます。 ・米国・カナダで肉骨粉を家畜に与えている人への危険性を示唆する知見はこれまで入手しておりません。</p>
116	<p>答申案とは直接関係はないと思いますが、消費者の立場として是非とも知りたい点です。BSEの原因と言われるプリオンは異常蛋白とかが言われているが、プリオンの正体はなにか。細菌・ウイルスの類か、異常細胞なのか。細菌・ウイルス又は蛋白類なら加熱すれば無害になると思うが、どうなのか。</p>	<p>プリオンは、生物の身体の中のたんぱく質が異常化したものです。BSEの原因は、他のTSEと同様、十分に解明されていませんが、最近、最も受け入れられつつあるのは、プリオンを原因とする考え方です。プリオンは、通常の微生物を不活化する加熱や、一般化学薬剤、電離放射線などの処理に強い抵抗性を示します。</p>

117	BSEの病気は発症すると治療法は？ BSEの薬はありますか？	寄せられたご質問は今回の審議結果案に対する情報ではございません。 厚生労働省のホームページ (http://www.mhlw.go.jp/qa/kenkou/vcjd/index.html)を御参照下さい。
118	世界各國のBSE対策と日本のBSE対策はどのように違うのか知りたい。	今回のリスク評価においては、米国・カナダと日本のBSE対策について比較検討しました。これらの国のBSE対策については、審議結果案や調査会資料を御参照下さい。また、それ以外の国のBSE対策について、これまでのプリオン専門調査会で検討された内容は、会議資料を御参照下さい。 (http://www.fsc.go.jp/sonota/date.html)
119	食の安全あるいはリスクに関する「科学的評価」等の情報を産、官、学、消費者が双方向に共有して信頼関係を築くのが食品安全委員会の役割のはずである。「リスク評価」が信頼されるためには、検証と反証可能な資料を公開し、一般から寄せられた「科学的評価」等を答申案の作成または修正に生かしていくことが大切である。最終答申案には親委員会である食品安全委員会の責任の下に、食品安全委員会の意見、パブリックコメント、リスクコミュニケーションから寄せられた「科学的評価」等に関する意見を取り入れる必要がある。	食品安全委員会は、食品健康影響評価を実施する際には、消費者、生産者、食品関連事業者、研究者、行政機関等の関係者が意見・情報を共有するためのリスクコミュニケーションを意見・情報の募集や意見交換会等を通じて実施しております。その結果、当該評価案についての新たな科学的知見が得られた場合には、それを評価案に反映させることとなります。
120	問題は、学問的な純理論値によれば安全であるかどうかということではなく、実際にその理論値を達成するためには、どうすればいいか、ということが答申の中心に置かれなければならないと思います。	
121	審議結果(案)を見る限りにおいては、限られた情報の中でリスクを評価しており、次の段階として、対象国の検査や調査制度が確実に運用されているかを、政府または食品安全委員会あるいはその他の中立的第三者機関が調査及び評価することの必要性を、結論において、強く主張する必要があると考えます。	
122	審議結果(案)にも記載されている通り、輸出プログラムの実効性を確保する責任はリスク管理機関にあると考えます。また、コーデックス委員会(FAO/WHO合同食品規格委員会)が取りまとめたリスクアナリシス(リスク分析)の作業原則においても、リスク管理の決定に影響を及ぼす不確実性を解消する責任はリスク管理側にあると示されています。「規制の遵守に関する実効性の確保」や「リスク評価の過程で問題となった点」等については、審議結果(案)でも繰り返し述べられておりますが、食品安全基本法第23条第3項に基づく関係大臣への勧告を実施するなど、審議結果(案)に基づき食品安全委員会としての強い意思表示を行う必要があると考えます。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク評価機関とリスク管理機関の関係について議論をおこない、各々の責務を明確化しました。具体的には、輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されることの確認はリスク管理機関の責任であること、また、仮にリスク管理機関が輸入を再開する措置をとった場合に、プリオン専門調査会は、リスク管理機関から輸出プログラムの実効性およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があることを審議結果案に記載しています。なお、リスク管理機関の責任事項については、審議結果案の「結論への付帯事項」に記載があります。また、食品安全委員会は国民の皆様方のご理解をさらに深めて頂くために、リスク管理機関と共に、11月14日から22日まで、全国主要7都市において審議結果案に関する意見交換会を開催しました。

123	<p>ここにきて再三にわたり、リスク評価機関とリスク管理機関における責任及び所掌は異なることを強調し、安全性の確保について現実に輸入再開の運びとなった場合には、そのこと自体について貴委員会はなんらの責任ももつものではないと主張されている。しかしながら、評価を踏まえつつうで企画立案、実施がなされるのであり、それらの各段階における責任は一連のマネジメントサイクルにおける責任として不可分一体のもののはずである。</p> <p>さらに内閣府設置法4条1項には、「食品の安全性の確保を図るための環境の総合的な整備に関する事項」と掲げられており、文言をそのまま読み取れば、貴委員会は内閣府の調整機能を用い、例えばリスク管理機関の説明の場を設ける等、総合的に食の安全に関する環境の整備を図るべく積極的に行動することが任務のはずである。</p>	
124	<p>リスク評価とリスク管理の関係を是正してください</p> <p>リスク管理機関は貴委員会で出されたリスク評価結果に、施策の実施可能性等を考慮して、できるだけ安全な対策を取るべきと考えますが、この間、貴委員会の答申に安全を考慮した上乗せはほとんど行なわれずリスク管理措置が取られています。貴委員会は答申に当たって、評価に不確実性のあること等を明確にしてリスク管理機関に理解させ、リスク管理機関が不確実性を考慮して安全を見込んだ施策を取るよう要請するなど、予防原則の取入れを含むリスクアナリシスシステムの修正が必要と考えます。</p>	<p>今回のリスク管理機関からの諮問に対して、審議結果案の結論の中で、牛肉等のリスクに関しては米国・カナダにおける規制と、リスク管理機関からの情報や専門委員などからの補足説明をもとに評価せざるを得ず、不明な側面もあることを考慮する必要があること、また、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、この前提の確認はリスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ評価結果は異なったものになると記載するなど、リスク評価機関とリスク管理機関との責任について明確にしたところで、それぞれの機関がその責任を果たすことが重要であり、今後ともリスク評価機関として引き続き努力してまいります。</p> <p>なお、日本のBSE対策については、今年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」において分析・検証を行いました。このリスク結果を踏まえ、リスク管理機関ではSRM除去や飼料規制等の実施状況の検証や、ビッシングの中止に向けた取組を行っているところであると認識しています。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。</p>
125	<p>今回のリスク評価には、諮問にそって評価を行うという評価の枠組みの制約、評価データが仮定の文書によるもので実態のデータが欠落していること、リスク評価方針(リスクアセスメントポリシーなど)の不備、リスク評価機関と管理機関との意思疎通の弱さなどの問題点を指摘できます。これらについては、プリオン専門調査会においても議論になったところで(たとえば5月31日のプリオン専門調査会議事録参照)。また、農水省と厚労省が作成した「食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」では、リスクアセスメントポリシーにおいて「複数のリスク管理措置案ごとのリスク低減効果」を明確に記述するとされていますが、今回の諮問には複数の代替案は提示されていません。</p> <p>食品安全基本法によれば、委員会は自主的な評価を行うことができ、勧告権限を有しているわけですから、リスク評価方針に関して、評価者の立場から点検し意見を述べるような仕組みを採用する必要があります。また、データの収集に関してはリスク管理機関の協力のもとに、委員会事務局がその態勢を強化すべきです。</p> <p>さらに、リスク管理機関においてはリスク評価方針や諮問について利害関係者による十分なリスクコミュニケーションの機会を設けることが重要です。リスク評価を受けてのリスク管理措置の選択についても、事前のリスクコミュニケーション機会を設けることが欠かせません。</p> <p>食品安全委員会は、今回のリスク評価プロセスを十分に吟味して、リスク評価体制の再検討を開始すべきです。</p>	<p>今回のリスク評価における審議では、御指摘のとおり、リスク評価機関との関係について議論を行い、審議結果案の結論の中で、牛肉等のリスクに関しては米国・カナダにおける規制と、リスク管理機関からの情報や専門委員などからの補足説明をもとに評価せざるを得ず、不明な側面もあることを考慮する必要があること、また、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、この前提の確認はリスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ評価結果は異なったものになると記載するなど、リスク評価機関とリスク管理機関との責任について明確にしたところで、リスク管理機関との協力体制については、御指摘のあったデータ収集に関して、今回のリスク評価においてもリスク管理機関を通じて多くの資料を入手したところで、また、リスクコミュニケーションに関しても、11月14日から22日まで、全国主要7都市において審議結果案に関する意見交換会をリスク管理機関の協力を得て実施したところで、今回のリスク評価プロセスを踏まえ、今後ともリスク評価のためのより良い体制づくりに努めてまいりたいと考えております。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。</p>

126	<p>評価をするに十分な資料や裏付けがない場合に仮定的な条件を前提として評価を行えば、そもそも客観的科学的評価としての価値が失われるだけでなく、リスク管理機関に科学的評価が可能であると判断させ、さらにはその仮定的条件の評価までもリスク管理機関の判断に任ずることになり、同機関の裁量によりリスク評価機関の評価がいかにようにも利用される結果となり、結局はリスク評価機関とリスク管理機関を分け、食品安全を図ろうとした食品安全基本法の趣旨に反することになる。</p>	<p>今回の米国・カナダ産の牛肉等のリスク評価に当たっては、米国・カナダ及びリスク管理機関から提出された多くの資料をもとに、基本的にはリスク低減措置の原則の比較のほか、情報入手可能なものに関しては出来るだけ実効性の比較にも努めました。情報入手に限界があったことも事実です。このような前提の下での評価ではありますが、中立公正な立場から科学的な議論を尽くした結果であると考えております。</p> <p>また、結論の付帯事項では、リスク評価結果を受けて施策を実行する場合の国民への結果の説明、輸入再開した場合の輸出プログラムの遵守の確保について責任を負うこと、輸出プログラム遵守のためのハード、ソフトの確立とその確認は最も重要であり、遵守されない場合はこの評価結果は成立しない旨を明記し、リスク管理機関に伝えることとしました。</p>
127	<p>科学的には評価することは困難との答申を踏まえて、輸入再開の決断は、リスク管理者の責任である。少なくとも、科学的評価によるものではなく政治的行政的決断による再開、それが明確になるような答申を出すべきである。</p>	
128	<p>リスクコミュニケーションの一層の推進について</p> <p>(1) 意見募集及び意見交換会で出された意見に対するプリオン専門調査会の対応について</p> <p>今回の意見募集や全国で開催された意見交換会において、国民から寄せられた意見・情報等や当会が前項において述べた意見・要望について、専門調査会として国民にきちんと説明することが必要と考えます。このため、プリオン専門調査会として、会議の開催や調査・検討などの必要な対応を要望いたします。</p> <p>(2) リスク評価機関としての説明責任及びリスクコミュニケーションの推進について</p> <p>食品安全委員会はリスク評価機関として、このリスク評価作業の検討経過や結論等について、国民に対する説明責任を果たすことが必要です。そのためには、今回実施した意見交換会に留まらず、幅広い説明・意見交換の場を設けていく事が重要であると考えます。</p> <p>また、現在実施されている意見交換会やパブリックコメント等を通じて国民から出された意見や疑問について、食品安全委員会が真摯に受け止め、出された意見に対する説明と丁寧な対応を行うことがリスク評価機関に対する信頼性向上のためにも必要と考えます。</p> <p>(3) リスク評価機関とリスク管理機関との間におけるコミュニケーションの促進について</p> <p>リスク評価機関である食品安全委員会とリスク管理機関である厚生労働省・農林水産省との間でのコミュニケーションについて、審議結果(案)では、「これまでの『中間取りまとめ』、『BSE国内対策の見直し』などにあたり、リスク評価機関とリスク管理機関の関係を再確認せずに評価作業を進めてきた点に問題があった」とし、今回のリスク評価作業では、審議の冒頭で諮問の背景や経緯等についてリスク管理機関と意見交換等が行われています。リスク分析手法の実効性を確保するためには、リスク管理機関とリスク評価機関との密接なコミュニケーションは重要であり、今後より一層のコミュニケーションが図られることを要望いたします。</p>	<p>食品安全委員会では、日頃から評価結果(案)等についてホームページ等を通じて情報提供に努めているところで、この度の「意見・情報の募集」並びに意見交換会でいただいたご意見・情報については、食品安全委員会委員や当専門調査会専門委員の中で情報を共有し、評価結果を取りまとめる際の貴重な参考意見・情報とさせていただくとともに、その際、併せて当専門調査会を開催するか否かについても最終判断をさせていただきました。なお、リスク管理に係るものについては、リスク管理機関にお伝えいたします。その他、ご指摘いただいた「リスク評価機関とリスク管理機関との間におけるコミュニケーションの促進」については、今後とも良好なコミュニケーションが図られるよう努めてまいります。</p>

129	<p>リスクコミュニケーションを抜本的に改善してください</p> <p>リスクコミュニケーションとは単に評価結果などを説明することではなく、消費者をはじめとした利害関係者の意見を聞き、反映できることは反映することを目的としています。とりわけBSE問題は科学的な不確実性が大きく、施策の検討のためには予防的な措置を取る観点が必要と考えられるので、リスクコミュニケーションが重要と考えます。しかしながら、この間のリスクコミュニケーションは貴委員会でもパブリックコメント等の意見を専門調査会で議論されることがほとんどなく、リスク管理機関でも利害関係者の声を積極的に取り入れる姿勢が感じられません。貴委員会が先頭に立ってリスクコミュニケーションのあり方を変えていただくことを要望します。</p>	<p>リスクコミュニケーションは、関係者間で情報や意見を相互に交換し、理解を深めることを目的としています。しかしながら、我が国においては未だ端緒の段階であり、必ずしも効果的なリスクコミュニケーションが実施されていないのが現状です。現在、食品安全委員会に設置されているリスクコミュニケーション専門調査会において、効果的なリスクコミュニケーションの手法について調査審議が行われているところであり、今後その結果を踏まえつつ、より効果的な実施に努めてまいりたいと思います。なお、意見交換会や「意見・情報の募集」でお寄せいただいたご意見・情報は、食品安全委員会委員や当専門調査会の専門委員の中で情報を共有し、貴重な参考意見・情報とさせていただきます。</p>
130	<p>11月22日の東京におけるリスクコミュニケーションにおいて、寺尾食品安全委員会委員長代理は、「パブリックコメントにおいて新たな科学的知見が出されない限り、プリオン専門調査会は開催されない。」と述べたが、これはおかしい。プリオン専門調査会が科学的知見に基づき、テーマを評価する場であることは確かだが、そこで出された結論に対する国民の意見（パブリックコメント）は、一定の科学的見解を広く国民に伝達する上で強力な補強材と捉えるべきである。従って、パブリックコメントを集約した後、きちんとプリオン専門調査会を開催し評価検討を行うべきである。特に今回の場合、諮問を受ける際、あるいは結論をまとめる際においても、仮定の上立つというまったく科学的でない結論を出しておきながら、パブリックコメントについては科学的な新事実がなければ検討の場を作らないというのはおかしい話である。</p>	<p>寄せられたご意見・情報は、専門委員の中で情報として共有しております。その上で、プリオン専門調査会を開催するか否かの最終判断を当専門調査会として決定したものです。</p>
131	<p>「国民からの情報は委員に配布される」と事務局から回答がされているが、過去、委員2名に問い合わせたところ、「このような情報は事務局から直接いただいたことがない」との回答を得た。それ以前に、審議内容が公開されるべき規定になっているにもかかわらず、それら委員への提供情報が公開資料とされないのはなぜか。国民から寄せられた情報は、共有情報として国民へも全公開すべきであるが、パブリックコメントへの回答にしても、寄せられた国民意見のごく一部の抜粋と事務局作成の回答のみが公開されているだけである。公開にそぐわない禁止用語の含まれた悪句雑言などならまだしも、中には重要な現場の情報が含まれている。食品安全委員会の信用にかかわる姿勢と思われる。</p>	<p>関係者から寄せられた意見・情報については、審議の効率上、内容の重複しているものなどについては、まとめた形で資料としていただいております。</p> <p>寄せられた情報すべてをみたいという方々には、請求に基づき、個人情報等を除いて対応しているところです。</p> <p>また、審議の過程で提供された情報等については、適宜、専門委員に提供しているところです。</p>
132	<p>パブリックコメントの全てをなぜ国民に公開しないのか。また、リスクコミュニケーションの結果が全て出揃い、それら情報が公開審議の場で国民に分かる形で配布され、委員が結果を閲覧、意見や情報を反映するより先に、食品安全委員会は結論を出したのかはなぜか。委員全員はパブリックコメントやリスクコミュニケーションの議事録やアンケート結果、食品安全ダイアルなどで寄せられる意見や情報など全てに目を通されたのか？</p>	<p>関係者から寄せられた意見・情報については、審議の効率上、内容の重複しているものなどについては、まとめた形で資料としていただいております。</p> <p>寄せられた情報すべてをみたいという方々には、請求に基づき、個人情報等を除いて対応しているところです。</p> <p>また、審議の過程で提供された情報等については、適宜、専門委員に提供しているところです。</p>

133	<p>意見交換会とは名目だけで、参加者全員の意見・質問も聞くことはできませんでした。 会場参加者の何十の拳手のある中、わずか3人に抑えられ、中には激怒されている方もいらっしゃいました。 発言できなかった方は、(意見募集で)意見を求めていますので...とおっしゃいましたが、何のために意見交換会に行ったのかわかりません。 FAXで済むだけの意見なら、交流会の意味はありません。</p>	<p>今回の一連の意見交換会では、米国及びカナダ産牛肉等の安全性に関する多岐にわたる論点と評価の考え方について関係者の共通理解を深める観点からパネルディスカッション形式の意見交換を行ったところです。この方法については、今回の問題についての理解が深まったとの声もいただいておりますが、その一方でご指摘のように会場参加者の発言の機会が少なくなりましたとのご批判もいただいております。今後とも、効果的な意見交換会の運営方法についてリスクコミュニケーション専門調査会での調査審議も踏まえ、更に検討してまいります。</p>
134	<p>今回、意見交換会開催にあたっての会場は全国7ヶ所と少なく、日本海側では1ヶ所もありません。パブリックコメントは提出できますが、健康影響評価(案)は前提条件の確保の上で評価されたものであり、双方向の意見交換が重要と考えます。全国バランスの取れた会場設定での意見交換会開催を要望します。</p>	<p>リスクコミュニケーションの一環としての意見交換会の開催については、ご指摘のとおり、全国の各地域で均衡のとれた開催が望ましいと考えております。今後食品安全委員会としても、可能な限りその実施に向けて努力してまいります。</p>
135	<p>食品安全委員会の米国牛輸入再開審議に関して、ウェブサイトの資料公開はPDFで行われているが、内容が重い事、テキスト検索ができない事、コピーが黒やけて文章が読めない部分やコピーが斜めになっていることがあり、万人が気軽に利用できない状況にある。データの掲載方法を、テキスト検索でできる形及びコピーの黒やけなどによる文字の判読不可が起らない形で改善頂きたい。</p>	<p>調査審議の資料は迅速を旨としてホームページ等に公開しているところです。 今後とも、可能な限り、利用者の利便性を図っていきたいと考えています。</p>
136	<p>食品安全委員会と専門調査会は、公開審議が行われているが、傍聴できる人員が限られていること、議事録などが掲載されるタイムラグもあり、調査会の審議と報道に大きな食い違いや誤報が起きること、誤報に対する公式発表を行わないことにより、多くの誤解を国民に与えてきた。食品安全委員会はその中立公正である責務を果たすために、国会と同じく、審議全てにおいて、ビデオ中継で国民にリアルタイムに審議内容を公開できるように改善すべきと考える。</p>	
137	<p>尚、暗号化通信を利用していないフォームにおいて、住所・氏名などの個人情報を入力することは遠慮させていただく。</p>	
138	<p>この個人情報の管理はどう御考えでしょうか？きちんと管理して頂きたいです。</p>	<p>意見・情報の提出の際の氏名等の付記については、何らかの事情で記載内容が判別できない場合のお問い合わせや、意見・情報がどのような立場からのものかの確認のためお願いしておりますので、御理解いただければと思います。また、寄せられた個人情報等については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の規定に則り、適切に管理してまいります。なお、電子メールにて意見・情報を送信するフォームは、現時点では未だ暗号化通信に対応していないところですが、今後、その導入について検討していきたく考えております。</p>
139	<p>このHPは暗号化されていないので、個人情報を書き込むのに大きな抵抗感があります。</p>	
140	<p>本当に広く意見を求めるのであれば、意見の内容に質問をしている余裕はないと思いますがなぜ住所氏名電話番号と個人情報が必要なのか？ 国、法人関係の情報取り扱いには信用がおけません。</p>	
141	<p>毎日新聞を見てのご意見です まずRDS法によるアンケートは精度を疑うべき 現行のアンケート方式ですと無回答だった人の意見が反映されませんから、最低三種類以上の手段で意見を収集すべき</p>	<p>御指摘いただいた内容は他機関で実施されたものに関するのですが、今後、当方でリスクコミュニケーションを行っていく際の参考とさせていただきます。</p>
142	<p>こういう意見の集め方をしても、あまり興味のない、一般のかた達からの賛成意見は拾いきれないと思う。逆にヒステリックな、消費者団体と言う名前の、サヨクの反対意見の数だけが目立つ事になり、数字の上だけの反対多数と言う結果になって、それを真に受けたマスコミが、検証しようのない情報を垂れ流す事になる。</p>	<p>食品安全委員会では、広く国民の皆様から御意見・情報を募集するため、電子メール、ファックス又は郵送いずれかの方法で、提出いただいております。今後とも、各種媒体を通じて「評価案件に関する意見・情報の募集」をPRすることにより、より多くの方から意見・情報が得られるよう働きかけていきたいと思います。</p>

143	<p>標題にあるように単純に国産と米国産のリスクの同等性を我々一般の消費者に問われても、それを判断する情報があまりにも少なすぎて答えようがなく、マスコミの報道に左右されるか、利己的な判断による意見しか出てこないと思います。食品安全委員会が米国産牛肉を安全であると言いたいのであれば、正しい情報を広い分野で一般消費者に提供するべきだと思います。</p>	<p>今後とも、食品安全委員会ホームページや季刊誌等を通じて、情報提供に努め、国民の皆様方のご理解をより深めて頂けるよう、努力してまいります。</p>
144	<p>本答申案に対する意見募集の締め切りは、11月29日の午後5時とのことである。一方、早ければ12月1日には厚生労働省と農林水産省に正式に答申するという(2005年11月3日、毎日新聞)。検討期間はたった一日しかない。これでは、国民の声を真面目に聞こうとしているとはとても思えない。単なる形式に過ぎないではないか、本件については、おそらくかなりの数の意見が寄せられると思われる。それらの意見を反映するためには、少なくとも1ヶ月以上の期間が必要であろう。この点について、ぜひ見解を知らせて欲しい。</p>	<p>今回の意見・情報の募集は11月29日の午後5時をもって締め切りましたが、提出されたご意見・情報は、食品安全委員会委員や当専門調査会専門委員の中で情報として共有しました。その過程を踏まえ、当専門調査会としては、座長を中心に各専門委員相互間でお寄せいただいた意見・情報等の個々の内容について検討を行い、12月8日の食品安全委員会で審議することとなったものです。</p>
145	<p>本「意見・情報の募集」に関してですが、氏名等の個人情報を除き、広く意見を公開すべきと思います。個々の意見・情報を全てテキスト公開するかはともかく、輸入解禁に対して「おおむね賛成意見」「おおむね反対意見」「輸入しても安全と判断される情報」「輸入は危険と判断される情報」などの大まかな統計分類だけでも「国民の意見」がどのような傾向にあるか、また、それを参考にした上で、行政がどのような結論を出したのか、「意見募集を行った事に対するトレーサビリティ」が必要だと思います。</p>	<p>意見・情報の募集の結果については、従来から当委員会のホームページの「意見等の募集について」のコーナーで、そのとりまとめた結果を公表しております。また、「行政がどのような結論を出したのか」については、寄せられたご意見のうち、リスク管理に関するものはリスク管理機関にお伝えすることとしており、リスク管理機関において今後の施策実施に当たって、これらのご意見等を踏まえ適切に対応されることと考えております。</p>
146	<p>意見交換会の申し込み先が、埼玉の田舎の、看板のない個人の邸宅の住所とファクス番号になっているそうであるが、こういった企業に業務委託をしているのか？なぜそこに業務委託をしたのか？個人情報の保護などの観点から非常に心配なのだが、説明してほしい。</p>	<p>食品安全委員会の主催する意見交換会は、事務効率の観点から、入札により、個人情報の保護等について、適切に行うこととして、民間企業の請負によって実施しているところです。</p>

注)寄せられたご意見・情報については、総論的なもの、個別事項に関するものの順に、なるべく関連したものを並べるよう整理しました。
同様のご意見・情報については整理のうえとりまとめているため、項目によっては、多数の同様のご意見・情報が寄せられているものもあります。ただし、同様の趣旨のご意見・情報であっても、それらの趣旨を踏まえ、回答案を分けてお答えしたのものもあります。

食品に関するリスクコミュニケーション-米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価審議結果案に関する意見交換会の概要について

1. 開催日 平成17年11月14日(札幌)、15日(大阪)、16日(仙台)、17日(福岡)、18日(広島)、21日(名古屋)、22日(東京)

2. 参加人数:905人

3. 御意見・情報の概要及びそれに対する回答

番号	意見	回答
1	リスクの同等性についての評価は困難だが、輸出プログラムが遵守されればリスクの差は小さいという結論はわかりにくい。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関からの諮問を受け、10回にわたって中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般の審議結果案を取りまとめたところです。また、審議結果案の結論にある「科学的同等性を評価することは困難」とは、日本に比べ米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、日本との同等性を厳密に評価することは困難と言わざるを得ないとされました。他方、米国・カナダ政府及びリスク管理機関から提出されたデータに基づき、科学的に分析等を行った結果、「リスク管理機関から提示された輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定すれば、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルの差は非常に小さいと考えられる。」としたものであり、科学的な議論の結果、取りまとめられたリスク評価の結論であると考えております。
2	同等性についての評価が困難ならば、輸出プログラムが遵守されればリスクの差は小さいという点は付帯事項とすべき。	
3	評価書の内容が難解である。特に結論部分の解釈が難しい。	
4	国際的な管理月齢となっている30ヶ月齢の牛由来の食肉、内臓の安全性を評価すべき。	今回の審議結果案は、リスク管理機関から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラム(20ヶ月齢以下の牛に由来する牛肉等であること、全ての牛からSRMを除去することなど)により管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について」の諮問を受け、10回にわたって調査審議を行った結果を取りまとめたものです。この日本向け輸出プログラムの条件は、リスク管理機関と米国・カナダ政府との協議により提案されたものです。国際基準に基づき輸入再開すべきとの御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
5	検査月齢、SRM除去などのリスク管理措置は、国際的に整合のとれたものとして欲しい。	
6	侵入リスクについて、英国以外の欧州産牛のリスクを英国産の1/100とするのは、不適切である。	審議結果案にも、引用文献として記載されている、欧州科学運営委員会の報告に基づき、検討を行っていますこの報告書の中で英国以外の欧州産生体牛の侵入リスクを英国産の1/100としており、欧州においてこれまでに得られたBSEに関する疫学データに基づくものとされています。
7	侵入リスク、暴露リスクの我が国と米国、カナダの対比について、計算根拠を明示すべき。	侵入リスクについては、英国等から米国・カナダ及び日本に輸入された牛の頭数、肉骨粉、動物性油脂の頭数及び量を比較して算出しました。暴露・増幅リスクについては、日本(完全飼料規制による牛のBSE汚染率の急速な低減効果)と米国及びカナダ(交差汚染防止を含まない飼料規制によるBSE汚染率のゆるやかな低減効果)のリスクを比較して算出しました。

8	牛由来肉骨粉の豚、鶏への給与が禁止されていないなど飼料規制が不十分な米国、カナダでは交差汚染のリスクが大きいのではないかと。	ご指摘の点については、プリオン専門調査会でも議論を行い、審議結果案では、「BSE牛の暴露・増幅リスクについては飼料規制によるBSE増幅の抑制効果があると考えられるが、米国およびカナダではSRMを利用していることと飼料の交差汚染防止が完全ではない点を考慮すると、米国・カナダにおける暴露リスクは日本より高いと考えられる。こうした点を考慮すると、米国、カナダの汚染は、楽観的には我が国と同等、悲観的には10倍(7×1.5)程度高い可能性が考えられる。」と記述しました。
9	米国におけるCWDの蔓延、鶏糞の飼料給与によるリスクについて、もっと調査審議すべき。	シカの慢性消耗病(CWD)に関しては、プリオン専門調査会で議論を行い、今回の審議結果案に記載されています。その中で、CWDが米国・カナダのBSE汚染に寄与している証拠は得られていないが、CWDがBSEの原因となりうるかどうかなどについて結論づける段階には至っていないと記載されています。こうした議論の結果を踏まえ、今回の審議結果案を取りまとめたところです。なお、今後ともCWDを含め、BSEに関する情報収集に努め、新たな科学的知見が得られた場合には必要な検討を行うこととしております。また、御指摘のように、米国においては鶏や養鶏残渣や鶏糞を牛に与えることは禁止されておらず、このため、養鶏残渣や鶏糞が牛に与えられ、その中に牛の肉骨粉が入った飼料が混入している可能性があることについては、プリオン専門調査会において調査審議を行い、その結果、審議結果案においては、養鶏残渣や鶏糞によるBSEリスクについて記載しています。
10	BSEプリオンの感染価の99%以上がSRMにあるというが、それ以外にもあるならば、SRM除去を持って安全とはいえないのではないかと。	今回のリスク評価は、SRM除去だけでなく、米国・カナダの国内対策及び日本向け輸出プログラムによって管理された牛肉等について、総合的にリスク評価を行い、審議結果案を取りまとめました。なお、プリオン専門調査会では、BSE発症牛におけるBSEプリオンの99%以上がSRMに存在していること、筋肉等SRM以外の部位におけるBSEプリオンの存在の可能性やBSEプリオン量についても議論を行いました。
11	生理学的成熟度と月齢の関係については、詳細な検討が加えられるべき。A40であれば20ヶ月齢以下という根拠は乏しいのではないかと。	日本向け輸出プログラムに基づく月齢判別法は大きく分けると、出生記録によって確認する方法と米国において枝肉の格付けによる確認方法があります。枝肉の格付け(A40)による月齢判別方法に関する日米の専門家による検討会によれば、A40を用いた月齢確認では、21ヶ月齢以上の牛の枝肉がA40以下と評価される可能性は、統計学的に99%の信頼度で0.95～1.92%以下とされています。この評価結果に基づき、プリオン専門調査会で検討した結果、月齢判別法としてA40を用いた場合、A40と判定された牛群に21ヶ月齢以上のBSE感染牛が混入する可能性は約40～20年に1回程度とされています。以上のように、A40を用いた月齢判別法に関する検証も含めて今般の審議結果案を取りまとめたところです。
12	と畜前検査について、計算上、米国、カナダでは1頭あたり12秒で、日本では80秒となることをもって、長い方がよいというような印象を与えるのは不適切である。	と畜前検査の検査時間に関する御指摘は、確かにその検査内容の比較が重要なことと考えますが、単純な時間の比較では、1頭当たりを要する検査時間を比較した場合に大きな差があり、異常牛が見逃される危険性について特記することがより安全性を考慮した評価を行う上で、重要と判断したことによります。
13	そもそも米国、カナダでの規制遵守に不安があるので、輸出プログラムの遵守を前提とした評価は成り立たないのではないかと。	今般取りまとめた審議結果案での結論では、「輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。これらの前提の確認は、リスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになる。」と記載されているところであり、米国における管理措置が適切に実施されるようリスク管理機関が責任を持って確認を行う必要があります。
14	輸出プログラムの遵守のための手続きに、我が国が主体的に関与できるような具体的な方策を評価書の中で示すべき。	
15	米国・カナダ産牛肉等の安全性については、飼料規制やSRM除去の遵守状況、骨肉の成熟度による月齢判別などの点で未だ不安があるので、輸入再開には反対である。	

16	米国・カナダ産牛肉の輸入再開によって、折角回復した消費者の牛肉に対する信頼が損なわれる懸念がある。国は、国内でのBSE発生後、全頭検査、トレーサビリティなどの努力によって、牛肉への信頼が回復したことに留意すべき。	米国・カナダ産牛肉等の輸入再開の可否については、今後、リスク管理機関がリスク評価結果を踏まえ判断することになります。今般、とりまとめた審議結果案には、「もし、リスク管理機関が輸入再開に踏み切ったとしても、管理措置の遵守が十分でない場合、例えば出生月齢の証明が出来ない場合、SRM除去が不十分な場合、処理・分別過程において牛肉等が20ヶ月齢以上のものと混合される場合など、人へのリスクを否定することができない重大な事態となれば、一旦輸入を停止することも必要である。」と記述されています。寄せられたご意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
17	輸入を再開した場合でも輸出プログラムの遵守が不十分な場合は、輸入を再中止すべき。	
18	現地での査察は十分にを行い、結果については公表して欲しい。	審議結果案に記載されているように、仮に輸入を再開する措置をとった場合に、食品安全委員会プリオン専門調査会は、リスク管理機関から輸出プログラムの実効性およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があると考えており、必要に応じてプリオン専門調査会においてリスク評価を行ってまいります。なお、寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
19	国内対策の際には、飼料規制、SRM除去及び検査でもって安全性が確保されるとしたのに、米国・カナダ産牛肉については、20ヶ月齢以下であれば飼料規制も検査も要らないというのは矛盾ではないか。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関からの諮問を受け、米国・カナダ政府及びリスク管理機関から提出されたデータに基づき、米国・カナダの国内対策及び日本向け輸出プログラムによって管理された牛肉等について、飼料規制、SRM除去、BSE検査を含め、BSEリスクに関連する評価項目について分析・検証を行った上で、総合的にリスク評価を行い、審議結果案をとりまとめました。なお、リスク評価の過程で問題となったSRM除去について、せき髄除去の監視体制の強化、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡充や継続の必要性、SRM利用の禁止を結論の付帯事項として記載し、米国・カナダ政府へ要望を行いました。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えします。
20	我が国には生産履歴の記録やBSE検査などの義務があるのに対し、米国、カナダでは義務となっていない。輸入再開するのであれば条件を同じにして欲しい。	
21	米国、カナダにおけるBSEリスクのみでなく、日本向け牛肉等によるvCJDのリスクの評価に重点を置くべき。	今回の米国・カナダ産の牛肉等のリスク評価について、vCJDリスクの評価が不十分との御指摘ですが、既にvCJD患者発生数の予測等については、昨年9月に公表した「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について（中間とりまとめ）」の中で記載されているところであり、今回のリスク評価においては、米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理される牛肉等と日本産牛肉等のリスクレベルの同等性について検討を行うことで十分と考えております。
22	米国、カナダにも全頭検査を求めるべき。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受け、10回にわたって中立公正な立場から調査審議を行い、米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性について、今般、審議結果案をとりまとめたところです。
23	米国、カナダに対して、サーベイランス、飼料規制、SRM除去を充実、徹底すべき旨申し入れるべき。	今後、食品健康影響評価（リスク評価）の結果を踏まえ、リスク管理機関において米国・カナダ産牛肉及び牛の内臓についての輸入の可否を判断することになります。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
24	全頭検査は牛肉の安全性への信頼に不可欠なので継続すべき。	日本のBSE対策については、今年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価」において「BSE検査対象牛を全年齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、生体牛におけるBSEプリオンの蓄積度と食肉の汚染度を定性的に比較した結果、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定された。定量的評価により試算でも同様の推定が得られた。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対する食品健康影響（リスク）は非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされました。リスク管理機関はこの答申を受けてBSE検査月齢の見直しを行い、BSE検査の対象月齢を0ヶ月齢以上から21ヶ月齢以上としました。なお、寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
25	全頭検査は安全性を担保するものではないことをもって国民に説明すべき。	

26	輸入を再開するのであれば、輸出プログラムの内容や査察などの担保方法について国民によく説明してからにして欲しい。	米国・カナダ産牛肉等の輸入再開の可否については、今後、リスク管理機関がリスク評価結果を踏まえ判断することとなります。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
27	商品の選択は消費者に任せるべき。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省(リスク管理機関)から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について」の諮問を受け、10回にわたって調査審議を行い、今般、審議結果案を取りまとめたところです。御指摘のありました表示に関しては、リスク管理機関が判断すべき事項であり、寄せられた御意見はリスク管理機関にお伝えいたします。
28	輸入を再開するのであれば、消費者の選択を可能とするため、米国・カナダ産牛肉・内臓が入っているもの全てについて原産地表示義務を課するべき。	今後、米国・カナダ産牛肉等の輸入再開の可否については、今回のリスク評価結果を踏まえ、リスク管理機関が判断することになります。御指摘の表示に関しては、リスク管理機関が判断すべき事項であり、御意見についてはリスク管理機関にお伝えいたします。
29	リスクの差は小さいということが明らかになったのだから、早く輸入再開をして欲しい。	米国・カナダ産牛肉等の輸入再開の可否については、今後、リスク管理機関がリスク評価結果を踏まえ判断することとなります。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
30	調査審議に時間がかかりすぎた。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、米国及びリスク管理機関から提出されたデータに基づき、中立公正な立場から科学的な議論を尽くした結果、今回の審議結果案が取りまとめたところです。プリオン病は、従来の感染症とは異なり、科学的に不明な点も多く、調査・審議は慎重にならざるを得ませんでした。また、審議に必要なデータ及び米国・カナダにおける管理体制に関する情報収集のために相応の時間が必要でした。
31	もっと時間をかけて慎重に調査審議すべきだった。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関からの諮問を受け、10回にわたって中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般の審議結果案を取りまとめたところです。
32	米国、カナダからの政治的、経済的圧力に負けた評価結果となったのではないか。	ご指摘の政治的、経済的圧力に負けたことのご指摘については、食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関からの諮問を受け、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般の審議結果案を取りまとめたもので、そのようなことはありません。
33	BSEやvCJD、プリオンの研究の進捗状況を明らかにして欲しい。	今回の審議結果案は、最新の科学的知見に基づきリスク評価を行ったものです。今後とも、食品安全委員会プリオン専門調査会では、BSE、vCJDを含むプリオン病の研究によって得られた最新のデータ、技術革新等の知見に基づき、食品健康影響評価を行ってまいります。なお、寄せられたご意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
34	日本人はvCJDを発生しやすいとされる遺伝子組成をもっている人が多いので、安全対策は万全を期すべき。	今回の米国・カナダ産牛肉等のリスク評価は、リスク管理機関からの諮問を受けて、米国及びカナダの国内規制及び輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)により管理された牛肉等について、人への暴露リスクとして食肉へのBSEプリオンの汚染の程度を指標に日本産牛肉等と比較を行ったものです。汚染の程度からvCJD患者がどれくらい発生するかといった予測を行ったものではありません。なお、ご指摘の点については、平成16年9月に公表した「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(中間とりまとめ)」の中で記述されており、プリオン専門調査会はこの点を十分理解した上で特に記載する必要がないと判断し、今般の審議結果案を取りまとめたところです。なお、寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。

35	米国、カナダでは行われていないピッシングについては、我が国でも早急に中止して欲しい。	日本のBSE対策については、今年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」において分析・検証を行いました。このリスク結果を踏まえ、リスク管理機関ではピッシングを実施していない施設の事例集を作成するなど、ピッシングの中止に向けた取組等を行っているところであると認識しています。また、今回の審議結果案においても、御指摘のありました、ピッシングの実施状況等についても、米国・カナダ及び日本の規制やその遵守状況について比較検討を行い、日本ではピッシングを実施していることなど審議結果案に記載しており、今後、リスク管理機関によるさらなる取組の推進が図られるものと理解しております。なお、寄せられた御意見についてはリスク管理機関にお伝えいたします。
36	提出された意見・情報(パブリックコメント)や意見交換会での意見等がどのように反映されるのか明らかにすべき。	意見・情報の募集に寄せられた意見・情報や11月14日から22日まで、全国主要7都市において開催した審議結果案に関する意見交換会で頂戴した意見・情報については、プリオン専門調査会として真摯に受け止め、リスク評価に有用な科学的知見等を内容とするものについては、それらを踏まえて審議結果案の検討を実施させて頂きます。今後とも、食品安全委員会ホームページや季刊誌等を通じて、情報提供に努め、国民の皆様方のご理解をより深めて頂けるよう、努力してまいります。
37	食品のリスクやリスク分析の考え方についてももっと説明すべき。	米国・カナダ産牛肉等に係る評価に当たっては、出来るだけ具体的な数量を用いて我が国と米国・カナダのデータを比較・分析するが、不明な点が多くなると予想されること、十分な資料が得られにくい点などを考慮すると定量的な評価は困難であることが考えられるので、評価は定性的な評価を基本とし、悲観的なシナリオで検討しました。米国・カナダ政府及びリスク管理機関から提出されたデータに基づき、科学的に分析等を行った結果、「輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。」とされました。結果として、国民にわかりやすいとは言えない説明になった点については、11月14日から22日まで、全国主要7都市において審議結果案に関する意見交換会を実施した際、審議結果案についてわかりやすい資料を作成して少しでもご理解が深まるよう努めたところです。今後とも、ホームページや季刊誌を通じてわかりやすい情報提供に努めて参ります。

注)寄せられたご意見・情報については、総論的なもの、個別事項に関するものの順に、なるべく関連したものを並べるよう整理しました。
同様のご意見・情報については整理のうえとりまとめているため、項目によっては、多数の同様のご意見・情報が寄せられているものもあります。ただし、同様の趣旨のご意見・情報であっても、それらの趣旨を踏まえ、回答を分けてお答えしたのものもあります。

「米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性」に係る食品健康影響評価について

新旧対照表

修正箇所	新 (12月8日)	旧 (11月2日)	修正理由
3 頁、16 行目	要 <u>請</u> 事項	要 <u>望</u> 事項	誤記のため、修正。
5 頁、22 行目	人の健康に及ぼす影響	人の健康 <u>危害</u> に及ぼす影響	正確な表記に変更。
14 頁、20 行目	国内牛の暴露・ <u>増幅</u> リスクを評価する場合	国内牛の暴露リスクを評価する場合	正確な表記に変更。
18 頁、4 行目	<u>開始</u> した	<u>実施</u> した	正確な表記に変更。
20 頁、13 行目	24 ヶ月 <u>齢</u>	24 ヶ月 <u>例</u>	誤記のため修正。
22 頁、7 行目	<u>3</u> 頭/11万頭	<u>2.9</u> 頭/11万頭	正確な表記に変更。
22 頁、18 行目	3/8 万頭×90 万頭	3/8 万×90 万頭	誤記のため修正。
25 頁、21 行目	食肉検査官が	食肉検査官(<u>文献</u>)が	誤記のため修正。
27 頁、9 行目	と畜 <u>検査</u> 員	と畜 <u>監視</u> 員	誤記のため修正。
28 頁、下	英国及 <u>び</u> ドイツで大規模	英国で大規模なサンプリング	誤記のため修正。

から 21 行 目	なサンプリング実験が継続されている。また、英国では	グ実験が継続されている。 また、 <u>英国及びドイツ</u> では	
29 頁、10 行目	英国及び我が国の実験結果がある。__英国の感染実験では、	__英国及び我が国の実験結果がある。英国の感染実験では、	誤記のため、修正。
29 頁、9 行目及び 13 行目	<u>BSE</u> プリオン	<u>異常</u> プリオン	正確な表記に変更。
30 頁、1 行目	BSE 検査により <u>BSE 感染牛</u> が発見される可能性は非常に低いと考えられる。	BSE 検査により発見される可能性は非常に低いと考えられる。	正確な表記に変更。
31 頁、8 行目及び 33 頁、下 から 10 行 目	輸出 <u>プログラム</u>	輸出 <u>規制</u>	誤記のため、修正。
32 頁、9 行目	<u>輸入の対象となる出生証明可能な牛</u> は、	輸入 <u>規模の上限</u> は、	専門委員の指摘を踏まえて修正。
33 頁、下 から 14 行 目	米国及びカナダでの BSE の <u>暴露・増幅</u> を止めるには、	米国及びカナダでの BSE の増幅を止めるには、	正確な表記に変更。
33 頁、下 から 3 行 目	処理・分別過程において牛肉等が <u>21</u> ヶ月齢以上のものと混合され得る場合など、	処理・分別過程において牛肉等が <u>20</u> ヶ月齢以上のものと混合され得る場合など、	審議結果案に対して寄せられた意見を踏まえて修正。
参考文献	本文を精査し、参考文献を充実させた。		

注：上記以外に句読点、活字のフォントや誤字・脱字及び用語の説明に係る文言の整理を実施。